

○米子市体育施設条例

平成17年3月31日条例第83号

改正

平成17年7月25日条例第212号

平成18年3月29日条例第5号

平成18年8月9日条例第37号

平成19年3月28日条例第3号

平成19年3月28日条例第8号

平成19年6月29日条例第45号

平成20年3月26日条例第18号

平成20年6月30日条例第29号

平成23年8月17日条例第15号

平成23年9月30日条例第17号

平成24年3月28日条例第3号

平成25年12月25日条例第38号

米子市体育施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、米子市体育施設の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 米子市におけるスポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、米子市体育施設を次のとおり設置する。

名称	位置
米子市民体育館	米子市東山町106番地4
米子市東山体育館	米子市東山町92番地
米子市湊山体育館	米子市大谷町13番地
米子市住吉体育館	米子市旗ヶ崎七丁目17番36号
米子市加茂体育館	米子市河崎3270番地2
米子市福生体育館	米子市上福原二丁目1番10号
米子市福米体育館	米子市西福原六丁目1番14号
米子市弓ヶ浜体育館	米子市夜見町325番地10
米子市美保体育館	米子市大篠津町3657番地7
米子市南部体育館	米子市榎原1449番地4
米子市箕蚊屋体育館	米子市下新印1057番地2
米子市淀江体育館	米子市淀江町西原805番地
米子市営東山陸上競技場	米子市東山町97番地1
米子市民球場	米子市車尾663番地1
米子市営湊山球場	米子市久米町63番地1
米子市営淀江球場	米子市淀江町西原822番地1
米子市営東山庭球場	米子市車尾776番地1
米子市営湊山庭球場	米子市久米町215番地
米子市営淀江庭球場	米子市淀江町西原897番地
米子市営東山水泳場	米子市東山町92番地
米子市営弓道場	米子市車尾653番地1
米子市営武道館	米子市鞆町一丁目202番地
米子市営東山球技場	米子市車尾661番地1
米子市営東山スポーツ広場	米子市車尾639番地1

米子市営河崎公園スポーツ広場	米子市河崎3333番地 1
米子市営淀江スポーツ広場	米子市淀江町西原789番地
米子市営東山補助グラウンド	米子市東山町102番地
米子市営日野川運動公園	米子市車尾七丁目、上福原及び皆生二丁目地内
米子市営日野川堰運動広場	米子市古豊千地内
米子市営大和公園運動広場	米子市淀江町中間1154番地 1

2 米子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、米子市体育施設（以下「体育施設」という。）を前項に規定する目的以外の目的のために使用させることができる。

（使用時間及び休場日）

第3条 体育施設の使用時間及び休場日は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。

（使用許可）

第4条 体育施設（附属設備及び備付けの器具を含む。第6条を除き、以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、第1項及び前項（第16条第2項において準用する場合を含む。）、第6条及び第16条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（使用許可等の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

（1） 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 体育施設を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。

（3） 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（特別設備等の制限）

第6条 第4条第1項の許可を受けた者又は体育施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、体育施設（附属設備を含む。）に特別の設備をし、若しくは体育施設の附属設備に変更を加え、又は体育施設に備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（目的外使用等の禁止）

第7条 使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的に体育施設を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用許可等の取消し等）

第8条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、体育施設の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、体育施設への入場を拒否し、又は体育施設からの退場を命ずることができる。

（1） 第4条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。

（2） 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（3） 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。

（4） この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

（使用料）

第9条 体育施設の使用料は、別表第2のとおりとする。

（使用料の納付）

第10条 使用者は、前条に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、第4条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他これらに類するものが使用するとき、及び教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（1）使用者の責めに帰することのできない理由により体育施設を使用することができなくなったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第13条 使用者及び利用者は、体育施設の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第8条第2項の規定により使用許可等を取り消され、体育施設の使用若しくは利用を停止され、又は体育施設からの退場を命ぜられたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第14条 使用者及び利用者は、体育施設を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、教育委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第15条 使用者及び利用者は、体育施設においては、教育委員会規則で定める事項を遵守しなければならない。

（行為の制限）

第16条 体育施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

（1）物品の販売その他営業行為

（2）寄附の募集

（3）宣伝

（4）広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置

（5）前各号に掲げる行為に類する行為

2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

（指定管理者による管理）

第17条 市は、米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号）第21条の規定によるもののほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる体育施設の管理に関する業務を行わせることができる。

（1）米子市民体育館

（2）地区体育館（別表第2の備考第1項第14号に規定する地区体育館をいう。）

（3）米子市淀江体育館

（4）米子市営淀江球場

（5）米子市営淀江庭球場

（6）米子市営東山水泳場

（7）米子市営弓道場

（8）米子市営武道館

（9）米子市営淀江スポーツ広場

（10）米子市営大和公園運動広場

2 前項の管理に関する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）当該体育施設の維持管理に関すること。

（2）市民の心身の健全な発達に寄与すると認められる事業の企画及び実施に関すること（米子市営東山水泳場におけるものに限る。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該体育施設の管理に関する業務のうち、市長及び教育委員会
のみの権限に属する事務を除くもの

(指定管理者による使用時間及び休場日の変更)

第18条 前条第1項の規定により米子市民体育館の管理に関する業務を行うこととなる指定管理者
(次条第1項において「市民体育館の指定管理者」という。)は、教育委員会の承認を受けて、前
条第1項各号(第6号を除く。)に掲げる体育施設に係る別表第1に規定する使用時間及び休場日
を変更することができる。

2 前条第1項の規定により米子市営東山水泳場の管理に関する業務を行うこととなる指定管理者
(次条第2項において「東山水泳場の指定管理者」という。)は、教育委員会の承認を受けて、米
子市営東山水泳場に係る別表第1に規定する使用時間及び休場日を変更することができる。

(指定管理者による使用許可等)

第19条 市民体育館の指定管理者は、その業務として、第17条第1項各号(第6号を除く。)に掲げ
る体育施設に係る使用許可等に関する業務を行うものとする。

2 東山水泳場の指定管理者は、その業務として、米子市営東山水泳場に係る使用許可等に関する事
務を行うものとする。

3 前2項の場合において、第4条から第6条まで、第8条及び第16条の規定の適用については、こ
れらの規定(これらの規定の適用に係る教育委員会規則の規定を含む。)中「教育委員会」とある
のは、「指定管理者」とする。

(指定管理者による使用料の收受等)

第20条 第17条の規定により米子市営東山水泳場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、米
子市営東山水泳場の使用者は、第10条第1項の規定にかかわらず、米子市営東山水泳場の使用に係
る使用料を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、米子市営東山水泳場の使用に係る別表第2に
定める金額(米子市営東山水泳場の附属設備及び備付けの器具については、同表の備考第2項の規
定により教育委員会規則で定める金額)の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受け
定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により指定管理者に支払われた使用料は、当該指定管理者に、その収入として收受
させる。

4 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、既に收受した使用料の全部又は一部を還付する
ことができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年7月25日条例第212号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第5号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年8月9日条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の米子市体育施設条例別表第2第1号及び同表の備考の規定は、この条例の施行の日以後における同表第1号の表に掲げる体育施設の使用(この条例の公布の日以後に使用許可申請をしたものに限る。)に係る使用料について適用する。

附 則(平成20年3月26日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(米子市都市公園条例の一部改正)
- 2 米子市都市公園条例(平成17年米子市条例第145号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年6月30日条例第29号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年8月17日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月24日から施行する。
附 則(平成23年9月30日条例第17号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表米子市営日野川堰運動広場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為による米子市営西福原庭球場の施設、設備又は器具の損害に対する賠償については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(米子市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第40条 第42条の規定による改正後の米子市体育施設条例(以下この条において「改正後の条例」という。)第5条第4号の規定は、施行日以後における体育施設(改正後の条例第4条第1項に規定する体育施設をいう。以下この項において同じ。)の使用又は体育施設における改正後の条例第16条第1項各号に掲げる行為に係る許可(公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。)について適用する。

- 2 改正後の条例第8条第2項第2号の規定は、この条例の施行の際現に第42条の規定による改正前の米子市体育施設条例第4条第1項又は第16条第1項ただし書の許可を受けている者に対しても適用する。

附 則(平成25年12月25日条例第38号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表(米子市淀江和傘伝承施設条例(平成17年米子市条例第134号)第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の米

子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第8条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市勤労者体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第12条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第14条第1項の規定による改正後の米子市南公園墓地条例別表第2の規定、第15条の規定による改正後の米子市北公園墓地条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江墓苑条例別表第2の規定、第17条第1項の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表（米子市準用河川占用料徴収条例（平成17年米子市条例第137号）第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第19条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後の米子駅前地区自転車等の放置防止に関する条例第8条第1項の規定、第26条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第28条の規定による改正後の米子市伯耆古代の丘公園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第31条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第32条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定、第35条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2の規定、第36条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定並びに第38条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は手数料（その名称にかかわらず、これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第18条関係）

体育施設の名称	使用時間	休場日
米子市民体育館		12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「祝日」という。）の翌日
米子市東山体育館		
米子市湊山体育館	午前9時から午後10時まで（米子市加茂体育館の庭球場については、午前9時から午後5時まで）	12月29日から翌年の1月3日までの日、月曜日及び祝日の翌日
米子市住吉体育館		
米子市加茂体育館		
米子市福生体育館		
米子市福米体育館		
米子市弓ヶ浜体育館		
米子市美保体育館		
米子市南部体育館		
米子市箕蚊屋体育館		
米子市淀江体育館		
米子市営東山陸上競技場	4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時30分まで、3月1日から同月31日までの期間は午前9時から午後6時まで、1月4日から2月末日まで及び12月1日から同月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市民球場	4月1日から11月30日までの期間	12月29日から翌年の1月3日

		は午前8時30分から午後9時まで、1月4日から3月31日まで及び12月1日から同月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	までの日
米子市営湊山球場		5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市営淀江球場		4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時30分まで、1月4日から3月31日まで及び12月1日から同月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市営東山庭球場		4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時30分まで、1月4日から3月31日まで及び12月1日から同月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市営湊山庭球場		5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市営淀江庭球場		5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市営東山 水泳場	会議室	午前10時から午後8時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び祝日の翌日
	室内プール		
	50メートルプール	午前10時から午後5時まで	1月1日から6月14日までの日、9月16日から12月31日までの日、水曜日及び祝日の翌日
	飛び込みプール	午前10時から午後7時まで	1月1日から5月31日までの日、10月1日から12月31日までの日、水曜日及び祝日の翌日
米子市営弓道場		午前10時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び祝日の翌日
米子市営武道館		午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び祝日の翌日
米子市営東山球技場		5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日

米子市営東山スポーツ広場	日の出から日没まで（4月1日から11月30日までの期間は、日の出から午後9時30分まで）	
米子市営河崎公園スポーツ広場		
米子市営淀江スポーツ広場		
米子市営東山補助グラウンド	日の出から日没まで	
米子市営日野川運動公園		
米子市営日野川堰運動広場		
米子市営大和公園運動広場		

別表第2（第9条、第20条関係）

（1） 体育施設の使用

体育施設	区分			昼間		夜間	
				午前	午後		
米子市民 体育館	会議室			1時間につき		270円	
	競技場	専用使用の場合	入場料金等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童一般	1時間につき	410円
				アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき	12,960円
		入場料金等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童一般	1時間につき	810円	
			アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき	1,620円	
		部分使用の場合			専用使用の場合の各区分金額に0.5を乗じて得た額		
		個人使用の場合	中学生以下の生徒及び児童		1回につき	30円	
	高校生以上の学生及び生徒		1回につき	40円			
			一般	1回につき	70円		
	地区体育館	専用使用の場合			1時間につき	320円	
	部分使用の場合			1時間につき	160円		
米子市淀江体育館	大会議室			1時間につき	370円		
	中会議室			1時間につき	250円		
	小会議室			1時間につき	110円		
	競技場	専用使用の場合			1時間につき	320円	
		部分使用の場合			1時間につき	160円	
	ギャラリー室	個人使用の場合	中学生以下の生徒及び児童		1回につき	30円	
高校生以上の学生及び生徒			1回につき	40円			
一般			1回につき	70円			
米子市加茂体育館庭球場	1面専用使用の場合			1時間につき	210円		
米子市営東山陸上競技場	会議室			1時間につき	160円		
	競技場	専用使用の場合	入場料金等を徴収しない場合	1時間につき	970円		
入場料金等を徴収する場合			1時間につき	19,440円			
米子市民	会議室及び研修室			1室1時間につき	270円		

球場	更衣室、記者室、本部室、カメラ室及び審判員休養室		1室1時間につき	120円	
	記録室、審判員室及び入場券販売室		1室1時間につき	60円	
	放送室（放送設備を含む。）		1回につき	3,560円	
	室内ブルペン		1室1時間につき	160円	
	専用使用の場合	入場料金等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき 880円
				一般	1時間につき 1,780円
			アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき 17,790円
		入場料金等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき 1,780円
				一般	1時間につき 3,560円
			アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき 35,590円
	練習の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき 880円	
			一般	1時間につき 1,780円	
アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき 17,790円			
米子市営湊山球場	専用使用の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき 480円	
			一般	1時間につき 970円	
	アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき	1,940円	
米子市営淀江球場	専用使用の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき 810円	
			一般	1時間につき 1,620円	
	アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき	3,240円	
米子市営東山庭球場	1面専用使用の場合		1時間につき	540円	
米子市営湊山庭球場	1面専用使用の場合		1時間につき	210円	
米子市営淀江庭球場	1面専用使用の場合		1時間につき	210円	
米子市営東山水泳場	会議室		320円	640円	480円
	専用使用の場合	1コース	1時間につき 2,070円 (温水期間は、2,980円)		
		全コース	1日につき 44,060円 (温水期間は、64,800円)		
		幼児	1回につき 180円		

	室内プール	個人使用の場合		(温水期間は、270円)	
			中学生以下の生徒及び児童	1回につき	270円 (温水期間は、370円)
			高校生	1回につき	430円 (温水期間は、640円)
		一般	1回につき	540円 (温水期間は、750円)	
		団体使用の場合(20人以上)	幼児	1人1回につき	120円 (温水期間は、180円)
			中学生以下の生徒及び児童	1人1回につき	180円 (温水期間は、270円)
	高校生		1人1回につき	300円 (温水期間は、480円)	
	50メートルプール	専用使用の場合	1コース	1時間につき	3,240円
			全コース	1日につき	66,090円
		個人使用の場合	幼児	1回につき	180円
			中学生以下の生徒及び児童	1回につき	270円
			高校生	1回につき	430円
		団体使用の場合(20人以上)	一般	1回につき	540円
幼児			1人1回につき	120円	
中学生以下の生徒及び児童	1人1回につき		180円		
飛込みプール	専用使用の場合	高校生	1人1回につき	300円	
		一般	1人1回につき	370円	
米子市営弓道場	専用使用の場合		1時間につき	580円	
	個人使用の場合	高校生以下	1回につき	90円	
			1か月につき	970円	
		3か月(11回まで)につき		970円	
		一般	1回につき	190円	
	1か月につき		1,940円		
	3か月(11回まで)につき		1,940円		
	米子市営武道館	柔道場	専用使用の場合		1時間につき
部分使用の場合			1時間につき	350円	
個人使用の場合			高校生	1回につき	70円
			一般	1回につき	160円
剣道場		専用使用の場合		1時間につき	700円
		部分使用の場合		1時間につき	350円
		個人使用の場合	高校生	1回につき	70円
			一般	1回につき	160円
米子市営	会議室			1時間につき	160円
東山球技場	競技場	専用使用の場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき	810円
			一般	1時間につき	1,620円

				円	
--	--	--	--	---	--

(2) 水泳教室としての利用

体育施設	区分		金額
米子市営東山水泳場	幼児	1人1課程につき	2,980円
	中学生以下の生徒及び児童		3,620円
	高校生		6,480円
	一般		7,380円
	親子	1組1課程につき	7,380円

(3) 米子市民球場及び米子市営湊山球場における物品の販売その他営業行為

区分		金額
アマチュアスポーツに使用する場合	1日につき	3,240円
アマチュア以外のスポーツに使用する場合		10,800円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 専用使用 体育施設の一括使用をいう。
 - (2) 部分使用 体育施設を2分して、そのいずれかを使用することをいう。
 - (3) 個人使用 体育施設の使用されていない部分（米子市淀江体育館については、ギャラリー一室に限る。）において、個人がバドミントン、卓球、体操等に使用することをいう。
 - (4) 1面専用使用 庭球コートの一面の専用使用をすることをいう。
 - (5) 入場料金等 入場料その他これに類する料金をいう。
 - (6) 中学生 中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒をいう。
 - (7) 高校生 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。
 - (8) 午前 体育施設の使用時間の開始時刻から正午までをいう。
 - (9) 午後 正午から午後5時までをいう。ただし、次に掲げる施設については、それぞれに定めるとおりとする。
 - ア 米子市営東山陸上競技場
 - (ア) 4月1日から10月31日までの期間 正午から午後7時まで
 - (イ) 3月1日から同月31日までの期間 正午から午後6時まで
 - (ウ) 1月1日から2月末日までの期間及び11月1日から12月31日までの期間 正午から午後5時まで
 - イ 米子市営湊山球場、米子市営淀江球場及び米子市営東山球技場
 - (ア) 5月1日から10月31日までの期間 正午から午後7時まで
 - (イ) 1月1日から4月30日までの期間及び11月1日から12月31日までの期間 正午から午後5時まで
 - (10) 昼間 午前9時から午後5時までをいう。
 - (11) 夜間 午後5時から体育施設の使用時間の終了時刻までをいう。ただし、米子市営淀江球場については、5月1日から10月31日までの期間にあっては、午後7時から使用時間の終了時刻までをいう。
 - (12) 1回 入場から退場までをいう。
 - (13) 温水期間 1月4日から6月14日までの期間及び9月16日から12月28日までの期間をいう。
 - (14) 地区体育館 米子市東山体育館、米子市湊山体育館、米子市住吉体育館、米子市加茂体育館、米子市福生体育館、米子市福米体育館、米子市弓ヶ浜体育館、米子市美保体育館、米子市南部体育館及び米子市箕蚊屋体育館をいう。
- 2 附属設備及び備付けの器具の使用料の額は、種類及び単位ごとに1回につき10,800円の範囲内において教育委員会規則で定める。

- 3 延長料は、延長時間1時間（延長時間が1時間未満であるときのその延長時間及び延長時間に30分以上の端数があるときのその端数は、1時間とする。）につき各時間区分の1時間相当額とする。
- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 5 入場料金等を徴収する場合の使用料は、当該体育施設の使用料の額に、当該入場料金等の最高額に100（アマチュアスポーツ以外に使用する場合は、150）を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、入場料金等を徴収する場合に限り、当該体育施設の使用料の額に100分の20を乗じて得た額と前項の規定により算出して得た額の合計した額とする。
- 7 使用料の額が分、時間、日、午前、午後、昼間、夜間又は月の各単位で定められている使用に係る期間が当該単位未満であるとき、又はその期間に当該単位未満の端数があるときのその端数は、当該各単位として計算する。
- 8 体育施設を第2条第1項に規定する目的以外の目的のために使用する場合の使用料は、それぞれの体育施設の使用区分に応じ、当該体育施設の当該使用区分の使用料の最高額に相当する額を限度として、その都度、教育委員会が定める。
- 9 米子市民体育館若しくは米子市淀江体育館の会議室又は米子市民球場の会議室、研修室、更衣室、記者室、本部室、審判員休養室、記録室、審判員室、入場券販売室若しくは放送室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該各室の使用料の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 冷房設備を使用する場合 100分の50
 - (2) 暖房設備を使用する場合 100分の30
- 10 米子市民球場のグラウンドの使用に伴って室内ブルペンを使用する場合は、グラウンドの使用許可を受けた時間に限り、室内ブルペンの使用料の額は、無料とする。
- 11 米子市民体育館の競技場の使用に伴って照明設備を使用する場合は、当該競技場の使用料の額に、当該照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合にあっては590円、部分使用の場合にあっては290円を加算する。
- 12 地区体育館の使用に伴って照明設備を使用する場合は、当該地区体育館の使用料の額に、当該照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合にあっては210円、部分使用の場合にあっては100円を加算する。
- 13 米子市淀江体育館の競技場の使用に伴って照明設備を使用する場合は、当該競技場の使用料の額に、当該照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合にあっては210円、部分使用の場合にあっては100円を加算する。
- 14 米子市民球場の夜間照明設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、使用時間30分につき、全灯使用のときは10,090円、2分の1灯使用のときは5,940円、3分の1灯使用のときは4,750円を加算する。
- 15 米子市営淀江球場の夜間照明設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、使用時間30分につき2,700円を加算する。
- 16 米子市営東山庭球場の夜間照明設備を使用する場合は、当該庭球場の使用料の額に、1面1時間につき320円を加算する。
- 17 米子市営東山スポーツ広場の夜間照明設備を使用する場合における当該夜間照明設備の使用料は、当該夜間照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合にあっては2,700円、部分使用の場合にあっては1,350円とする。
- 18 米子市営河崎公園スポーツ広場の夜間照明設備を使用する場合における当該夜間照明設備の使用料は、当該夜間照明設備の使用時間30分につき570円とする。
- 19 米子市営淀江スポーツ広場の夜間照明設備を使用する場合における当該夜間照明設備の使用料は、当該夜間照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合にあっては2,160円、部分使用の場合にあっては1,080円とする。
- 20 体育施設に電気を使用する設備、器具等（以下「電気設備等」という。）を持ち込んで使用する場合は、当該体育施設の使用料に当該電気設備等の使用に係る電気料金相当額を加算する。

21 使用前の準備又は使用後の整理、原状回復等のため、大会等の開催日以外の日には体育施設を使用する場合の使用料は、当該使用の区分による使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。

○米子市体育施設条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日教育委員会規則第 25 号

米子市体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市体育施設条例(平成 17 年米子市条例第 83 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用使用 条例第2条第1項に規定する体育施設(以下「体育施設」という。)の一括使用をいう。
- (2) 部分使用 体育施設を2分して、そのいずれかを使用することをいう。
- (3) 個人使用 体育施設の使用されていない部分において、個人がバドミントン、卓球、体操等に使用することをいう。
- (4) 1面専用使用 庭球コート1面の専用使用をすることをいう。

(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項若しくは第2項(条例第 16 条第2項において準用する場合を含む。)、条例第6条又は条例第 16 条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)を受けようとする者は、体育施設使用(変更)許可申請書(別記様式第 1 号から別記様式第 9 号まで)、市営東山水泳場水泳教室参加申請書(別記様式第 11 号)、市営弓道場使用許可申請書(別記様式第 12 号)、体育施設特別設備等(変更)許可申請書(別記様式第 13 号)又は体育施設内制限行為(変更)許可申請書(別記様式第 14 号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる体育施設の個人使用をしようとする者及び米子市営東山庭球場コイン式シャワー(以下「コイン式シャワー」という。)を使用しようとする者にあつては、これらの体育施設に備え付けられた使用簿又は使用票(以下「使用簿等」という。)に記入することにより、同項前段に規定する書面の提出に代えることができる。

- (1) 米子市加茂体育館(庭球場に限る。)
- (2) 米子市営東山陸上競技場
- (3) 米子市営湊山庭球場
- (4) 米子市営淀江庭球場

(使用許可等の申請の受付期間)

第4条 前条第1項の規定による使用許可等の申請は、専用使用の場合にあっては使用日前3か月から、部分使用、1面専用使用及び会議室のみの使用の場合にあっては使用日前1か月から、米子市営東山水泳場の水泳教室としての利用の場合にあっては教育委員会が定める日から、個人使用の場合にあっては使用日に、それぞれ受け付けるものとする。

2 使用簿等への記入は、当該体育施設又はコイン式シャワーを使用する際に行うものとする。

(許可書等の交付)

第5条 教育委員会は、使用許可等をしたときは、体育施設使用(変更)許可書(別記様式第2号から別記様式第9号まで、別記様式第15号。以下「使用許可書」という。)、市営東山水泳場水泳教室参加証(別記様式第16号)、市営東山水泳場入場券(別記様式第17号)、市営弓道場使用証(別記様式第18号)、体育施設特別設備等(変更)許可書(別記様式第13号)又は体育施設内制限行為(変更)許可書(別記様式第14号)を申請者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、使用簿等への記入により体育施設又はコイン式シャワーを使用する者に対しては、同項に規定する書面の交付を行わないものとする。

(使用の制限)

第6条 米子市営東山水泳場の飛込みプールは、教育委員会が認める指導員の指導の下に使用しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(使用等の取消しの届出)

第7条 条例第8条第1項の規定による届出は、体育施設使用(特別設備等)取消届出書(別記様式第19号)又は体育施設内営業行為等取消届出書(別記様式第20号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し第5条第1項の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

(設備器具の使用料)

第8条 条例別表第2の備考第2項の規定により教育委員会規則で定める体育施設の附属設備及び備付けの器具(以下「設備等」という。)の使用料の額は、1回(同表の備考第1項第12号に規定する1回をいう。)の使用ごとに、別表に定めるところにより算出した当該使用する設備等に係る総金額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、コイン式シャワーの使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用料の減免)

第9条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会が主催して競技を行う場合

(2) 教育委員会が特に使用料の減額又は免除を必要と認める場合

2 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書(別記様式第21号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第10条 条例第12条ただし書の規定により、同条第1号に該当する場合において、既に納付された使用料(以下「既納使用料」という。)を還付する額は、当該既納使用料の全額とする。

2 条例第12条第2号の規定により、教育委員会が特別の理由があると認めて既納使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 使用者が、専用使用の場合にあっては使用日前1か月までに、部分使用及び1面専用使用の場合にあっては使用日前7日までに使用の取消しを申し出たとき。既納使用料の2分の1に相当する額の範囲内の額で教育委員会が定める額

(2) 使用者が、専用使用の場合にあっては使用日前1か月までに、部分使用及び1面専用使用の場合にあっては使用日前7日までに使用許可等を受けた事項の変更を申し出て教育委員会がその変更を許可した場合において、変更後の使用許可等に係る使用料の額に対し、既納使用料に過納金が生じたとき。当該過納金の額に相当する額

3 条例第 12 条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付申請書(別記様式第 22 号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、使用許可書を添付しなければならない。

(汚損等の届出)

第 11 条 条例第 14 条の規定による届出は、体育施設汚損(損傷、滅失、紛失)届出書(別記様式第 23 号)により行うものとする。

(遵守事項)

第 12 条 条例第 15 条の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例及びこの規則に違反しないこと。
- (2) 教育委員会が条例第 4 条第 3 項の規定により付けた条件に違反しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけないこと。
- (4) 体育施設の施設、設備又は器具(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 使用許可等を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
- (6) 壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (8) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (9) 教育委員会の指定する者の指示に従うこと。
- (10) 火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。
- (11) 体育施設の施設等の使用又は利用を終えたときは、使用場所又は利用場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して直ちに原状に回復すること。
- (12) 体育施設の施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 25 日教育委員会規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年9月3日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年3月 28 日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年6月 30 日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成 20 年7月1日から施行する。

附 則(平成 23 年9月 30 日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年2月 28 日教育委員会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の米子市体育施設条例施行規則第8条の規定は、平成 26 年度以後の会計年度に属する体育施設の附属設備及び備付けの器具の使用料について適用し、平成 25 年度以前の会計年度に属する当該使用料については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

種類		単位	金額
放送設備(市民球場を除く。)		一式	1,000 円
スコアボード及び操作盤	市民球場	一式	3,000 円
	その他の施設	一式	1,000 円
バッティングゲージ		1台	200 円
ピッチングネット		1枚	50 円
バッティングネット		1枚	50 円

防球ネット		1枚	50円
自動審判計時装置		一式	10,000円
写真判定装置		一式	5,000円
陸上公認器具		一式	3,000円
温水シャワー(コイン式のものを除く。)		1台	200円
コイン式シャワー		1台	3分間につき100円
バスケットボール用具	市民体育館	1組	1,000円
	地区体育館	1組	500円
バレーボール用具		1組	200円
テニス用具		1組	200円
バドミントン用具		1組	100円
卓球用具		1組	100円
鉄棒		1組	700円
つり輪		1基	300円
平行棒		1台	500円
跳馬		1台	700円
あん馬		1台	500円
ウレタンマット		1枚	50円
床運動用マット		1組	1,000円
段違い平行棒		1組	400円
平均台		1台	700円
柔道畳		1枚	20円
組立てステージ		1台	500円
フロアシート		1枚	100円
テント		1張	300円
長机		1脚	30円
折り畳み椅子		1脚	10円
水泳場ロッカー		1口	10円

別記

様式第1号

(第3条関係)

(表面)

米子市体育施設（体育館）使用（変更）許可申請書 年 月 日 米子市教育委員会 様 申請者 団 体 名 住所又は所在地 代表者役職氏名 使用責任者 （電話番号 ） 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。			
体育施設名			
使用箇所			
使用日時	年 月 日	午前・午後	時 分から 分まで
使用目的	1 大会（ ）		
	2 練習 3 会議 4 その他（ ）		
使用人員	男 人・女 人 計 人	一般・高校生以上・中学生以下	
使用器具等			
使用内容	1 アマチュアスポーツ		2 アマチュアスポーツ以外
	1 営利を目的としない催物		2 その他の催物
	入場料金等の徴収の有無	有・無	最高入場料金等の額 円
備考	区 分	金 額	
	使 用 料 (内訳は、裏面記載のとおり)	円	
	納 入 年 月 日	年 月 日	
	納入通知書番号	No.	

(裏面)

使用月日 (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
使用時間	~	~	~	~	~
競技場 使用料	専用使用 円	円	円	円	円
	部分使用				
	個人使用				
会議室使用料					
照明設備使用料	~	~	~	~	~
冷暖房設備使用料					
計					
附属設備・備付け器具の使用に係る総金額					
消費税及び地方消費税相当分 (× 8 / 100)					
計					

合	計				
---	---	--	--	--	--

様式第2号

(第3条、第5条関係)

<p style="text-align: center;">米子市体育施設（陸上競技場）使用（変更）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 団 体 名</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">代表者役職氏名</p> <p style="text-align: right;">使用責任者</p> <p style="text-align: right;">(電話番号)</p> <p>次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。</p>						
体育施設名						
使用目的						
使用日時	年 月 日		午前・午後	時 分	から	
	年 月 日		午前・午後	時 分	まで	
使用内容	1 競技会	2 練習	3 会議	入場料金等 徴収の有無	有・無 最高入場料金等の額 円	
	人員	男 人 女 人	計 人	使用箇所	1 競技場 2 会議室	
使用器具等						
<p>米子市体育施設（陸上競技場）使用（変更）許可書</p> <p>上記の申請について、使用（変更）を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市教育委員会 印</p>				区 分	金 額	
				施設 使用 料	午 前	円
					午 後	円
					その他 ()	円
				計		円
				納入年月日		年 月 日
納入通知書 番 号		No.				
許可条件						
〔教示文記載〕						

様式第3号

(第3条、第5条関係)

米子市体育施設（球場）使用（変更）許可申請書			
			年 月 日
米子市教育委員会		様	
		申請者	
		団体名	
		住所又は所在地	
		代表者役職氏名	
		使用責任者	
		(電話番号)	
次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。			
体育施設名			
使用目的			
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
使用内容	1 中学生以下の生徒・児童 2 一般 3 アマチュア以外のスポーツ ()		
	1 練習 2 練習以外	人員 (チーム数)	人 チーム
	入場料金等徴収の有無	1 徴収する (最高入場料金等の額) 円 2 徴収しない	
使用設備器具等	バッティングゲージ	台	ピッチングネット 枚
	バッティングネット	枚	防球ネット 枚
	温水シャワー	台	夜間照明設備 (灯) 分
	放送設備 (放送室)・スコアボード及び操作盤・会議室・研修室・更衣室・記者室・本部室・カメラ室・審判員休養室・記録室・審判員室・入場券販売室・冷房設備・室内ブルペン・暖房設備		
米子市体育施設（球場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印	区 分	金 額	
	施設使用料	円	
	設備器具使用料 (うち消費税及び地方消費税相当分)	(円)	
	夜間照明設備使用料	円	
	冷暖房設備使用料	円	
	合 計	円	
	納入年月日	年 月 日	
納入通知書番号	No.		
許可条件			
〔教示文記載〕			

様式第4号

(第3条、第5条関係)

米子市体育施設（庭球場）使用（変更）許可申請書					
		年 月 日			
米子市教育委員会 様					
申請者		団 体 名 住所又は所在地 代表者役職氏名 使用責任者 (電話番号)			
次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。					
体育施設名					
使用目的					
使用日時		年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで			
照明使用時間		午後 時 分から 午後 時 分まで			
使用内容	コート数	(面) No. No.			
	人員	男 人・女 人 計 人			
米子市体育施設（庭球場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印		区分	コート数	金額	
		施設使用料			円
					円
			照 明		円
			計		円
		納入年月日		年 月 日	
納入通知書番 号		No.			
許可条件					
[教示文記載]					

様式第5号

(第3条、第5条関係)

米子市体育施設（水泳場）使用（変更）許可申請書			
			年 月 日
米子市教育委員会		様	
		団 体 名	
		住所又は所在地	
		代表者役職氏名	
		使 用 責 任 者	
		(電話番号)	
次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。			
体育施設名		使用	男 人・女 人 計 人
使用目的		人員	1 中学生以下の生徒・児童・幼児 2 高校生 3 一般
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
使用内容	1 大会 2 講習会 3 練習会 4 会議 5 その他 ()		1 アマチュアスポーツ 2 アマチュアスポーツ以外
使用箇所	室内プール	50メートルプール	
	全コース専用・ () コース専用・団体	全コース専用・ () コース専用・団体	飛び込みプール 会議室
入場料金等の徴収の有無	有・無	最高入場料金等の額 円	
使用器具等			
米子市体育施設（水泳場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印	区 分		使用料
	施設使用料		円
	設備・器具使用料		円
			円
	計		円
	納入年月日		年 月 日
納入通知書番号		No.	
許可条件			
[教示文記載]			

様式第6号

(第3条、第5条関係)

米子市体育施設（弓道場・武道館）使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会

様

団 体 名

申請者 住所又は所在地

代表者役職氏名

使用責任者

(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。

体 育 施 設 名			
使 用 箇 所			
使 用 日 時	年 月 日	午前・午後	時 分から
	年 月 日	午前・午後	時 分まで
使 用 目 的	1 大会 ()		
	2 練習 3 その他 ()		
使 用 人 員	男 人	・ 女 人	計 人 一般・高校生以下
使 用 器 具 等			
米子市体育施設（弓道場・武道館）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印		施 設 使 用 料	円
		納 入 年 月 日	
		納入通知書番号	No.
許 可 条 件			
〔教示文記載〕			

様式第7号

(第3条、第5条関係)

米子市体育施設（球技場）使用（変更）許可申請書 年 月 日 米子市教育委員会 様 申請者 団 体 名 住所又は所在地 代表者役職氏名 使用責任者 （電話番号 ） 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。													
体育施設名													
使用目的													
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで												
使用内容	1 中学生以下 2 一般												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 試合 2 練習</td> <td style="width: 15%;">人 員</td> <td style="width: 15%;">男 人 (チーム)</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">計 人</td> </tr> <tr> <td>3 会議</td> <td>(チーム数)</td> <td>女 人 (チーム)</td> </tr> </table>	1 試合 2 練習	人 員	男 人 (チーム)	計 人	3 会議	(チーム数)	女 人 (チーム)					
	1 試合 2 練習	人 員	男 人 (チーム)	計 人									
3 会議	(チーム数)	女 人 (チーム)											
入場料金等の徴収の有無	有・無 最高入場料金等の額 円												
使用箇所等	施 設 1 競技場 2 会議室												
	設備器具 1 放送設備 2 温水シャワー 3 テント 4 その他 ()												
米子市体育施設（球技場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可しま す。 年 月 日 米子市教育委員会 印													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">区 分</td> <td style="width: 40%;">金 額</td> </tr> <tr> <td>施設使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>器具使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納入年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納入通知書番号</td> <td style="text-align: right;">No.</td> </tr> </table>		区 分	金 額	施設使用料	円	器具使用料	円	計	円	納入年月日	年 月 日	納入通知書番号	No.
区 分	金 額												
施設使用料	円												
器具使用料	円												
計	円												
納入年月日	年 月 日												
納入通知書番号	No.												
許可条件													
[教示文記載]													

様式第8号

(第3条、第5条関係)

米子市体育施設（スポーツ広場）使用（変更）許可申請書 年 月 日 米子市教育委員会 様 申請者 団 体 名 住所又は所在地 代表者役職氏名 使用責任者 （電話番号 ） 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。						
体育施設名				使用区分	専用使用・部分使用（ ）	
使用目的						
使用日時	年 月 日	年 月 日	日午前・午後	時 分	分から	分まで
使用内容	1 試合	2 練習	人員	人	チーム数	チーム
夜間照明設備使用時間	午後	時	分から	午後	時	分まで
米子市体育施設（スポーツ広場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印				夜間照明設備使用料	円	
				納入年月日	年 月 日	
				納入通知書番 号	No.	
許可条件						
[教示文記載]						

様式第9号

(第3条、第5条関係)

米子市体育施設 （ 東山補助グラウンド 日野川運動公園 日野川堰運動広場 大和公園運動広場 ） 使用（変更）許可申請書 年 月 日 米子市教育委員会 様 申請者 団 体 名 住所又は所在地 代表者役職氏名 使用責任者 （電話番号 ） 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。						
体育施設名						
使用目的						
使用日時	年 月 日	年 月 日	午前・午後	時	分から	分まで
使用内容	1 試合	2 練習	人 員	人	チーム数	チーム
許 可 書						
体育施設名						
使用日時	年 月 日	年 月 日	午前・午後	時	分から	分まで
申請者名						
上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印						
許可条件						
〔教示文記載〕						

様式第 11 号

(第3条関係)

米子市営東山水泳場水泳教室参加申請書 年 月 日 米子市教育委員会 様 住所申請者氏名 (電話番号) 次のとおり、米子市営東山水泳場の水泳教室の参加を申請します。		
水泳教室の種類	水泳教室	
参加希望者	住所	(電話番号)
	氏名	(年齢 歳)
	学校名	学校 学年
	住所	(電話番号)
	氏名	(年齢 歳)
泳力等		
参加目的		
摘要		
※ 区分	水泳教室参加料	円
	納入年月日	年 月 日
	納入通知書番号	No.
備考 参加希望者が中学生以下の生徒若しくは児童又は幼児の場合の申請は、保護者がしてください。		

様式第 12 号

(第3条関係)

米子市営弓道場使用許可申請書		
年 月 日		
米子市教育委員会 様		
住所 申請者 氏名 (電話番号)		
次のとおり、米子市営弓道場の使用許可を申請します。		
使用 者	氏 名	
	一 般 ・ 高校生以下 (学校 年)	
使用 区分	1 か月 ・ 3 か月 (1 1 回まで)	
使用 期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第 13 号

(第3条、第5条関係)

米子市体育施設特別設備等（変更）許可申請書	
年 月 日	
米子市教育委員会 様	
団 体 名 住所又は所在地 申請者 代表者役職氏名 使用 責任 者 (電話番号)	
次のとおり、体育施設の特別設備等の（変更）許可を申請します。	
体育施設名	
使用目的	

使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
特別の設備・ 設備の変更・ 器具の持込み の内容	(図面を添付してください。)
<p style="text-align: center;">米子市体育施設特別設備等（変更）許可書 上記の申請について、特別設備等を（変更）許可します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市教育委員会 印</p>	
許可条件	
〔教示文記載〕	

様式第 14 号

(第3条、第5条関係)

<p>米子市体育施設内制限行為（変更）許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 団 体 名 住所又は所在地 代表者役職氏名 使用責任者 (電話番号)</p> <p>次のとおり、体育施設内における制限行為（変更）の許可を申請します。</p>	
体育施設名	
行為の目的	
行為の種別	

行為の日時	年 月 日 午前 時 分から					
	年 月 日 午後 時 分まで					
行為の内容						
行為の責任者	住所					
	氏名	(電話番号)				
<p style="text-align: center;">米子市体育施設内制限行為（変更）許可書 上記の申請について、制限行為（変更）を許可します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市教育委員会 印</p>						
使用料						円
許可条件						
〔教示文記載〕						

様式第 15 号

(第5条関係)

<p>米子市体育施設（体育館）使用（変更）許可書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>米子市教育委員会 印</p> <p>次のとおり、体育施設の使用（変更）を許可します。</p>						
体育施設名						
使用箇所						
使用日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで</p>					

使用目的	1 大会 ()			
	2 練習 3 会議 4 その他 ()			
使用人員	男 人・女 人 計 人	一般・高校生以上・中学生以下		
使用器具等				
使用内容	1 アマチュアスポーツ		2 アマチュアスポーツ以外	
	1 営利を目的としない催物		2 その他の催物	
	入場料金等の徴収の有無	有・無	最高入場料金等の額	円
使用料	円			
許可条件				
〔教示文記載〕				

様式第 16 号

(第5条関係)

(表面)

米子市営東山水泳場水泳教室参加証						No.
水泳教室の種類					年 月 日発行	水泳教室
住所	氏名		年齢 歳	学校名	学校	学年
			年齢 歳			
期間	年 月 日	から	日	(毎週 曜日)		
		まで			米子市教育委員会 印	

(裏面)

<p>1 この参加証は、表に書いてある水泳教室に参加するときのほかは使えません。</p> <p>2 この参加証は、本人のほかは使えません。</p> <p>3 入場するときは、この参加証を係員に見せてください。</p> <p>4 遵守事項や係員の指示を守ってください。</p> <p>5 この参加証をなくしたり、破ったり、又は汚したりしたときは、すぐに届け出てください。</p>
--

様式第 17 号

(第5条関係)

No.	年	月	日
米子市営東山水泳場			
入 場 券			
一般	高校生	中学生以下の	
生徒・児童・幼児			
米子市教育委員会			

備考 地の色は、中学生以下の生徒及び児童及並びに幼児用については桃色とし、高校生及び一般用については白色とする。

W様式第 18 号

(第5条関係)

(表面)

		米子市営弓道場使用証		No.
				年 月 日発行
				(電話番号)
住 所				
氏 名				
期 間	年 月 日	から		
	年 月 日	まで		
米子市教育委員会				印

(裏面)

- 1 この使用証は、本人のほかは使えません。
- 2 入場するときは、この使用証を係員に見せてください。
- 3 遵守事項や係員の指示を守ってください。
- 4 この使用証をなくしたり、破ったり、又は汚したりしたときは、すぐに届け出てください。
- 5 表面に書いてある期間が過ぎたら、この使用証は返してください。
 なお、3か月（11回まで）の使用許可を受けている場合は、表面に書いてある期間が過ぎたら、使用可能回数（11回）に達していなくても返してください。
- 6 大会等のため使用することができない場合があります。
- 7 3か月（11回まで）の使用許可を受けている場合は、入場する際に、下記の欄により、使用回数の確認を受けてください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

様式第 19 号

(第7条関係)

<p>米子市体育施設使用（特別設備等）取消届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">団 体 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">代表者役職氏名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">使用責任者</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">(電話番号)</p> <p>次のとおり、体育施設の使用（特別設備等）を取り消したいので、届け出ます。</p>	
体育施設名	
使用目的	
使用を取り消す日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分まで</p>

使用を取り消す理由	
取り消す特別設備等の内容	

様式第 20 号

(第7条関係)

<p style="text-align: center;">米子市体育施設内制限行為取消届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">団 体 名 届出者 住所又は所在地 代表者役職氏名 (電話番号)</p> <p>次のとおり、体育施設内における制限行為を取り消したいので、届け出ます。</p>	
体育施設名	
行為の目的	
行為の種別	
行為の日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前 時 分から 午後</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前 時 分まで 午後</p>

<p>行為を取り消す理由</p>	
<p>取り消す行為の内容</p>	

様式第 21 号

(第9条関係)

<p style="text-align: center;">米子市体育施設使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">団 体 名</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">代表者役職氏名 (印)</p> <p style="text-align: right;">(電話番号)</p> <p>次のとおり、体育施設の使用料の減免を申請します。</p>	
<p>体育施設名</p>	
<p>使用目的</p>	
<p>使用日時</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで</p>

減免を申請する理由			
決定欄	(減免決定理由)	使用料	円
		減免額	円
		差引使用料	円
		減免年月日	年 月 日

様式第 22 号

(第 10 条関係)

<p style="text-align: center;">米子市体育施設使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">団 体 名</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">代表者役職氏名 (印)</p> <p style="text-align: right;">(電話番号)</p> <p>次のとおり、体育施設の使用料の還付を申請します。</p>						
体育施設名						
使用目的						
使用日時	年	月	日	午前・午後	時	分から
	年	月	日	午前・午後	時	分まで

還付を申請する理由			
決定欄	(還付決定理由)	区 分	金 額
		既納使用料	円
		還 付 額	円
		差引使用料	円
		還付年月日	年 月 日

様式第 23 号

(第 11 条関係)

<p style="text-align: center;">米子市体育施設汚損（損傷、滅失、紛失）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">団 体 名 届出者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">代表者役職氏名 (印)</p> <p style="text-align: right;">(電話番号)</p> <p>次のとおり、体育施設を汚損（損傷、滅失、紛失）したので、届け出ます。</p>	
体 育 施 設 名	
使 用 目 的	
使 用 日 時	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで</p>
汚損等の施設等の名称・数量	

汚損等の状況 及び損害の弁償 方法	
損害の処置方法	1 修繕弁償 2 現物弁償 3 損害額弁償
損 害 認 定 額	
弁 償 金 額	
備 考	

改正

平成17年7月25日条例第215号
平成18年3月29日条例第16号
平成18年8月9日条例第37号
平成18年12月25日条例第54号
平成19年3月28日条例第24号
平成19年3月28日条例第27号
平成20年3月26日条例第18号
平成21年3月26日条例第17号
平成24年3月28日条例第3号
平成24年12月26日条例第31号
平成25年3月28日条例第15号
平成25年12月25日条例第38号
平成27年3月26日条例第15号

米子市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、法及び法に基づく命令に定めるもののほか、本市の都市公園の管理に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「都市公園」とは、本市が管理するものとして、法第2条の2の規定により設置したものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法及びこれに基づく命令に規定するところによる。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の2 都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、市街地における都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の3 次の各号に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれ、その特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に定めるところにより、その配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 当該街区に居住する者が容易に使用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 当該近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 当該徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの 容易に利用することができるように配置し、それぞれ、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを

目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれ、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、一の都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積に対する当該各号に定める割合を限度として、同項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。) 100分の10

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち、次のア又はイのいずれかに該当する建築物 100分の20

ア 令第6条第1項第2号イからハまでのいずれかに該当する建築物

イ 米子市文化財保護条例(平成17年米子市条例第77号)の規定により米子市指定有形文化財、米子市指定有形民俗文化財、米子市指定史跡又は米子市指定名勝として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として令第6条第1項第3号の国土交通省令で定めるもの 100分の10

(4) 仮設公園施設(3か月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。) 100分の2

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第3条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の管理の方法

カ 工事の実施方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 都市公園の復旧方法

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理の場所

エ 管理の方法

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。 当該変更に係る事項

(都市公園の占用の許可の申請書の記載事項)

第4条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の管理の方法

(2) 工事の実施方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 都市公園の復旧方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第5条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替で、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの（設計書等）

第6条 法第5条第1項の許可（公園施設の設置に係る場合に限る。）若しくは法第6条第1項の許可又はこれらの許可の変更に係る許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際に、当該許可の申請に係る公園施設又は工作物その他の物件若しくは施設の設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

（都市公園における行為の禁止等）

第7条 都市公園においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項の許可（以下「公園施設設置等許可」という。）、法第6条第1項若しくは第3項の許可（以下「占用許可」という。）又は次条の規定による許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (7) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) 張り紙、張り札その他の広告物を表示すること。
- (10) 都市公園をその用途外に使用すること。

第8条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売又は頒布
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための都市公園の全部又は一部を独占しての利用
- (3) 募金、署名活動その他これらに類する行為
- (4) 業としての写真又は映画の撮影
- (5) 興行

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可（以下「行為許可」という。）をしないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 都市公園を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理運営上支障があると認められるとき。

4 市長は、行為許可をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。（行為許可の特例）

第9条 占用許可を受けた者は、当該占用に伴う前条第1項各号に掲げる行為については、行為許可を受けることを要しない。

（利用の禁止又は制限）

第10条 市長は、都市公園の損壊その他の事由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（有料公園施設）

第11条 市が管理し、有料で使用させる公園施設（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 有料公園施設（米子市営野外ステージ及び多目的広場夜間照明施設に限る。第4項及び第5項において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。
- 3 第8条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。
- 4 有料公園施設の供用日及び供用時間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は供用させない日を設けることができる。

有料公園施設	供用日	供用時間
米子市営野外ステージ	毎日	午前9時から午後10時まで
多目的広場夜間照明施設	毎日	夕刻から午後10時まで

- 5 前項に規定するもののほか、有料公園施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。
（使用料）

第12条 公園施設設置等許可、占用許可、行為許可又は前条第2項若しくは同条第3項において準用する第8条第2項の許可（以下「使用許可」と総称する。）を受けた者は、別表第2に定めるところにより算出して得た額の使用料（以下単に「使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 その期間が6か月を超えない使用許可に係る使用料は、使用許可の際又は使用の申込みの際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 その期間が6か月を超える使用許可に係る使用料は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 全額一括納付
- (2) 年度分一括納付
- (3) 年度分割納付

- 4 前項第3号の方法による場合は、当該年度を次に掲げる期に分ち、使用許可の日が属する期においては当該使用許可の際に、次期以降においては当該期の初めに納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第1期 4月から9月まで
- (2) 第2期 10月から翌年3月まで

（使用料の減免）

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第14条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により都市公園を使用することができなくなったときは、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（届出事項）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為をした者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設設置等許可又は占用許可を受けた者が、当該公園施設設置等許可又は占用許可に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に規定する者が、当該許可に係る公園施設の設置若しくは管理又は占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に規定する者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 第1号に規定する者が、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置が命ぜられた者が、当該命ぜられた工事を完了したとき。
- (7) 次条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該命ぜられた工事を完了したとき。

- 2 第11条第2項の許可を受けた者は、当該有料公園施設の使用を終えたときは、直ちにこれを原状

に回復し、その旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為を中止すること、都市公園を原状に回復すること、若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者

(3) 第8条第3項各号(第11条第3項において準用する場合を含む。)に掲げる場合のいずれかに該当すると認められる行為を行った者又は当該行為を行っている者

(4) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(監督処分に伴う損失の補償)

第17条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、市長と損失を受けた者とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、市長は、自己の見積った金額を当該損失を受けた者に支払うものとする。

4 市長は、第1項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第3号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(都市公園の名称等の変更及び廃止)

第18条 市長は、都市公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、あらかじめ、その旨及び当該変更又は廃止に係る都市公園の名称、位置、区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。

(公園予定区域等についての準用)

第19条 第3条から第17条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(教育委員会所管公園施設についての適用)

第20条 教育委員会の所管に属する公園施設に係る第3条、第4条、第8条、第10条から第13条まで、第15条から第17条まで、第22条、第26条及び別表第2の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(指定管理者による管理)

第21条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、都市公園(米子市体育施設条例(平成17年米子市条例第83号)第2条第1項の規定により体育施設として設置された公園施設(米子市民体育館、米子市東山体育館、米子市営東山水泳場及び米子市営弓道場を除く。次項において「公園内体育施設」という。))を含み、米子水鳥公園ネイチャーセンター及び多目的広場夜間照明施設を除く。以下この項において同じ。)の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 都市公園の施設等の維持管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち、市長及び教育委員会のみの権限に属する事務を除くもの

2 市は、公園内体育施設の使用時間及び休場日(米子市体育施設条例別表第1に規定する使用時間及び休場日をいう。)の変更に関する事務並びに公園内体育施設の使用許可等(同条例第4条第3項に規定する使用許可等をいう。)に関する事務を、同条例の定めるところにより、同条例第18条

第1項に規定する市民体育館の指定管理者に行わせることができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条(第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第7条各号に掲げる行為をした者

(2) 第8条第1項又は第2項(これらの規定を第19条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第8条第1項各号に掲げる行為をした者

第24条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

第26条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 従前の米子市及び西伯郡淀江町が設置した都市公園のうちこの条例の施行後において本市が設置したこととなるもの(以下「新市の都市公園」という。)において、この条例の施行の際現に従前の米子市又は西伯郡淀江町による公園施設設置等許可又は占用許可を受けて公園施設又は占用物件を設けている者は、本市による公園施設設置等許可又は占用許可を受けて当該公園施設又は占用物件を設けているものとみなす。

3 新市の都市公園における公園施設について、この条例の施行の際現に従前の米子市又は西伯郡淀江町による公園施設設置等許可を受けて当該公園施設の管理を行っている者は、本市による公園施設設置等許可を受けて当該公園施設の管理を行っているものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧米子市都市公園条例(昭和39年米子市条例第17号)若しくは旧淀江町都市公園の設置及び管理に関する条例(平成6年淀江町条例第26号)(これらに基づく規則を含む。以下「旧例規」と総称する。)の規定によりされた使用許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に旧例規の規定によりされている使用許可の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)に対するこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるこの条例(これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。)の適用については、この条例の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

5 この条例の施行前に旧例規の規定により従前の米子市長若しくは米子市教育委員会又は淀江町長に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例(これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。)の相当の規定により市長又は教育委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則(平成17年7月25日条例第215号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年8月9日条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第24号）

改正

平成25年3月28日条例第15号

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の米子市都市公園条例別表第2第2項の表湊山公園の項の規定は、この条例の施行の日以後における同項に掲げる有料公園施設の使用（この条例の公布の日以後に使用許可申請をしたものに限る。）に係る使用料について適用する。

附 則（平成20年3月26日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第17号抄）

改正

平成25年3月28日条例第15号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第3号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

（米子市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

第27条 第27条の規定による改正後の米子市都市公園条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第8条第3項（同条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後における都市公園（改正後の条例第2条第1項に規定する都市公園をいう。）における改正後の条例第8条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設（改正後の条例第11条第1項に規定する有料公園施設をいう。）の使用に係る許可（公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。）について適用する。

- 2 改正後の条例第16条第1項第3号の規定は、この条例の施行の際現に第27条の規定による改正前の米子市都市公園条例第8条第1項又は第11条第2項の許可を受けている者に対しても適用する。

附 則（平成24年12月26日条例第31号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第38号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表（米子市淀江和傘伝承施設条例（平成17年米子市条例第134号）第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理

条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第8条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市勤労者体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第12条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第14条第1項の規定による改正後の米子市南公園墓地条例別表第2の規定、第15条の規定による改正後の米子市北公園墓地条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江墓苑条例別表第2の規定、第17条第1項の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表(米子市準用河川占用料徴収条例(平成17年米子市条例第137号)第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第19条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後の米子駅前地区自転車等の放置防止に関する条例第8条第1項の規定、第26条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第28条の規定による改正後の米子市伯耆古代の丘公園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第31条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第32条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定、第35条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2の規定、第36条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定並びに第38条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は手数料(その名称にかかわらず、これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月26日条例第15号抄)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(後略)

別表第1 (第11条関係)

都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称
湊山公園	野球場 米子市営湊山球場 庭球場 米子市営湊山庭球場 野外劇場 米子市営野外ステージ
東山公園	体育館 米子市民体育館 体育館 米子市東山体育館 陸上競技場 米子市営東山陸上競技場 野球場 米子市民球場 庭球場 米子市営東山庭球場 水泳場 米子市営東山水泳場 弓道場 米子市営弓道場 球技場 米子市営東山球技場 照明設備 米子市営東山スポーツ広場夜間照明設備
米子水鳥公園	自然学習館 米子水鳥公園ネイチャーセンター
皆生海浜公園	照明施設 多目的広場夜間照明施設
河崎公園	照明設備 米子市営河崎公園スポーツ広場夜間照明設備

別表第2 (第12条関係)

- 公園施設設置等許可、占用許可及び行為許可に係る使用料

区分		単位	金額	
公園施設 設置等許可	公園施設の設置 公園施設の管理	1年	米子市行政財産使用料条例 (平成17年米子市条例第64号)別表の規定により計算して得た額	
占用許可	第1種電柱	1本につき1年	630円	
	第2種電柱		970円	
	第3種電柱		1,300円	
	第1種電話柱		560円	
	第2種電話柱		900円	
	第3種電話柱		1,200円	
	その他の柱類		56円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	
	令第12条第5号及び第6号に掲げるもの		1,100円	
	法第7条第2号に掲げるもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円
	外径が1メートル以上のもの	670円		
法第7条第6号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20円		
標識	1本につき1年	900円		
令第12条第7号に掲げる工事用施設及び同条第8号に掲げる工事用材料の置場	占用面積1平方メートルにつき1か月	200円		
その他の物件又は施設	その都度市長が定める単位に応じて市長が定める額			
行為許可	第8条第1項第1号又は第3号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	100円	
	第8条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	10円	

	業としての写真の撮影		
	常時	1か月につき	1,080円
	臨時	1日につき	200円
	業としての映画の撮影	1時間につき	1,080円
	興行	1平方メートル1日につき	20円

2 有料公園施設の使用料

都市公園の名称	有料公園施設の名称	単位	金額
湊山公園	米子市営野外ステージ	1時間につき	2,060円
皆生海浜公園	多目的広場夜間照明施設	屋外灯4灯当たり 30分につき	160円
		屋内灯30分につき	320円

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは占有物件の長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間又は都市公園における行為の期間に1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 前2項の規定にかかわらず、占有物件に係る占有の全期間が1か月未満のものについての使用料の額は、この表の金額の欄に定める金額に、当該占有の期間に相当する期間をこの表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度にわたる場合においては、この表の金額の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間をこの表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。
- 使用料の額が30分又は1時間の額で定められている都市公園における行為の時間又は有料公園施設の使用の時間が30分若しくは1時間未満であるとき、又はこれらの時間に30分若しくは1時間未満の端数があるときは、30分又は1時間として計算するものとする。

米子市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この条例は、米子市都市公園条例(平成17年米子市条例第145号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、公園施設の設置の許可(以下「公園施設設置許可」という。)を受けようとする者は公園施設設置許可申請書(別記様式第1号)を、公園施設の管理の許可(以下「公園施設管理許可」という。)を受けようとする者は公園施設管理許可申請書(別記様式第2号)を、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 法第6条第1項の規定により都市公園の占用の許可(以下「都市公園占用許可」という。)を受けようとする者は、都市公園占用許可申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 条例第8条第1項各号に掲げる行為(米子市体育施設条例(平成17年米子市条例第83号)第16条第1項の規定による行為を除く。以下「都市公園内行為許可」という。)の許可を受けようとする者は、都市公園内行為許可申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

4 公園施設設置許可、公園施設管理許可、都市公園占用許可又は都市公園内行為許可(以下「使用許可」と総称する。)を受けた者は、許可を受けた事項の変更に係る許可を受けようとするときは、都市公園内行為等変更許可申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可をしたときは、公園施設設置許可書(別記様式第1号)、公園施設管理許可書(別記様式第2号)、都市公園占用許可書(別記様式第3号)又は都市公園内行為許可書(別記様式第4号)を申請者に交付する。

2 市長は、使用許可に係る変更の許可をしたときは、都市公園内行為等変更許可書(別記様式第5号)を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第4条 条例第13条の規定により、市長が特別の理由があると認めて使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公園施設設置許可又は公園施設管理許可(これらの許可に係る変更の許可を含む。)を受けた者については、次に掲げる場合

ア 当該都市公園の種類、当該公園施設の設置の場所、管理の方法又は利用状況等により、特に必要があると認めるとき。

イ 公益上その他特別の理由により必要があると認めるとき。

(2) 都市公園占用許可(当該許可に係る変更の許可を含む。)を受けた者については、次に掲げる場合

ア 水道給水管、ガス供給管又は排水施設を設けるため占用するとき。

イ 競技会、展示会等の仮設工作物を設けるために占用する場合で、当該競技会、展示会等が営利を目的とせず、かつ、入場料その他これに類する料金を徴収しないとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公共性のある工作物、物件又は施設を設けるため占用するとき。

(3) 都市公園内行為許可(当該許可に係る変更の許可を含む。)を受けた者については、次に掲げる場合

ア 当該行為が営利を目的とせず、かつ、入場料その他これに類する料金を徴収しないとき。

イ アに掲げるもののほか、公益上必要があると認めるとき。

(4) 有料公園施設の使用許可を受けた者については、次に掲げる場合

ア 教育委員会が主催する行事を行うとき。

イ アに掲げるもののほか、特別の理由があると認めるとき。

2 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、都市公園使用料減免申請書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該還付を受けようとする使用料に係る使用許可について第3条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成 17 年3月 31 日から施行する。

別記

様式第1号

(第2条、第3条関係)

公園施設設置許可申請書	
米子市長	年 月 日
様	住所又は所在地
	申請者 氏名又は団体名
	代表者役職氏名
	(電話番号)
次のとおり、公園施設の設置の許可を申請します。	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
設 置 の 場 所	
公 園 施 設 の 構 造	
公 園 施 設 の 管 理 の 方 法	
工 事 の 実 施 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	
都 市 公 園 の 復 旧 方 法	
(市長が指示する事項)	
添 付 書 類	設計書・仕様書・図面・()
公園施設設置許可書	
上記の申請について、公園施設の設置を許可します。	
年 月 日	米子市長 印
許 可 条 件	

[教示文記載]

様式第2号

(第2条、第3条関係)

公園施設管理許可申請書	
年 月 日	
米子市長	様
住所又は所在地 申請者 氏名又は団体名 代表者役職氏名 (電話番号)	
次のとおり、公園施設の管理の許可を申請します。	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
管 理 の 場 所	
管 理 の 方 法	
(市長が指示する事項)	
公園施設管理許可書 上記の申請について、公園施設の管理を許可します。 年 月 日 米子市長 印	
許 可 条 件	

[教示文記載]

様式第3号

(第2条、第3条関係)

都市公園占用許可申請書	
米子市長	年 月 日
様	住所又は所在地
	申請者 氏名又は団体名
	代表者役職氏名
	(電話番号)
次のとおり、都市公園の占用の許可を申請します。	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
占 用 の 場 所	
工作物のその他の 物件又は施設の構造	
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了 の 時 期	
都市公園の復旧方法	
(市長が指示する事項)	
添 付 書 類	設計書・仕様書・図面・()
都市公園占用許可書	
上記の申請について、都市公園の占用を許可します。	
年 月 日	米子市長 印

許 可 条 件	
〔教示文記載〕	

様式第4号

(第2条、第3条関係)

都市公園内行為許可申請書	
年 月 日	
米子市長	様
住所又は所在地	
申請者 氏名又は団体名	
代表者役職氏名	
(電話番号)	
次のとおり、都市公園内行為の許可を申請します。	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
行為を行う場所又は 公 園 施 設	
行 為 の 内 容	
(市長が指示する事項)	
都市公園内行為許可書	
上記の申請について、都市公園内行為を許可します。	
年 月 日	
米子市長 印	
許 可 条 件	

[教示文記載]

様式第5号

(第2条、第3条関係)

都市公園内行為等変更許可申請書		
米子市長 様		年 月 日
		住所又は所在地
		申請者 氏名又は団体名
		代表者役職氏名
		(電話番号)
次のとおり、都市公園内行為 公園施設設置 公園施設管理 都市公園占用 の許可の変更を申請します。		
場所又は公園施設		
変更の理由		
変更の事項	変 更 前	変 更 後
添付書類	許可書・設計書・仕様書・図面・()	
都市公園内行為等変更許可書 上記の申請について、変更を許可します。 年 月 日		
		米子市長 印
許可条件		

[教示文記載]

様式第6号

(第4条関係)

<p>米子市都市公園使用料減免申請書</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 申請者 氏名又は団体名 ④ 代表者役職氏名 (電話番号)</p> <p>次のとおり、米子市都市公園の使用料の減免を申請します。</p>			
使用目的			
使用日時	年 月 日	午前・午後	時 分から
	年 月 日	午前・午後	時 分まで
減免を申請する理由			
決定欄	(減免決定理由)	使用料	円
		減免額	円

	差引使用料	円
	減免年月日	年 月 日

様式第7号

(第5条関係)

<p>米子市都市公園使用料還付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p>申請者 氏名又は団体名</p> <p>住所又は所在地 代表者役職氏名 (電話番号)</p> <p>次のとおり、米子市都市公園の使用料の還付を申請します。</p>			
使用目的			
使用日時	年 月 日	午前・午後	時 分から
	年 月 日	午前・午後	時 分まで
還付を申請する理由			
決定欄	(還付決定理由)	既納使用料	円
		還付額	円

		差引使用料	円
		還付年月日	年 月 日

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の」を「、次の」に改め、同項の表米子市営東山水泳場の項を次のように改める。

米子市皆生市民プール	米子市皆生温泉三丁目18番3号
------------	-----------------

第10条の次に次の1条を加える。

（米子市皆生市民プール回数券）

第10条の2 米子市皆生市民プール（プールの部分に限る。以下この条において同じ。）の使用料の納付に使用するため、回数券を発行する。

2 米子市皆生市民プールの使用者の区分ごとの回数券の額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。

3 回数券は、当該回数券の使用者の区分以外の区分の者による米子市皆生市民プールの使用については、使用することはできない。

4 既に発行された回数券は、払い戻さない。

第17条第1項第2号中「別表第2の備考第1項第14号」を「別表第2の備考第1項第13号」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 米子市皆生市民プール

第17条第2項第2号中「米子市営東山水泳場」を「米子市皆生市民プール」に改め、同項第3号中「及び教育委員会のみ権限に属する」を「又は教育委員会に専属する権限に基づく」に改める。

第18条第2項及び第19条第2項中「米子市営東山水泳場」を「米子市皆生市民プール」に、「東山水泳場の指定管理者」を「市民プールの指定管理者」に改める。

第20条第1項中「米子市営東山水泳場」を「米子市皆生市民プール」に改め、同条第2項中「、米子市営東山水泳場」を「、米子市皆生市民プ

ル」に改め、「（米子市営東山水泳場の附属設備及び備付けの器具については、同表の備考第2項の規定により教育委員会規則で定める金額）」を削る。

別表第1 米子市営淀江庭球場の項及び米子市営東山水泳場の項を次のように改める。

米子市営淀江庭球場	5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市皆生市民プール	午前10時から午後8時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日及び水曜日（水曜日が祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日）

別表第2中「第20条関係」を「第10条の2、第20条関係」に改め、同表第1号の表米子市営淀江庭球場の項及び米子市営東山水泳場の項を次のように改める。

米子市 営淀江 庭球場	1面専用使用		1時間につき 210円	
米子市 皆生市 民プー ル	プール	専用使用	1コース	1時間につき 冷水期間 2,550円 温水期間 3,650円
		個人使用	中学生以下の 生徒及び児童	1回につき 冷水期間 250円 温水期間 350円
				1か月につき 冷水期間 1,650円 温水期間 2,400円
			高校生以上の 学生及び生徒	1回につき 冷水期間 400円 温水期間 550円
				1か月につき 冷水期間 2,700円 温水期間 3,900円
		一般	1回につき 冷水期間 500円 温水期間 700円	
1か月につき 冷水期間 3,350円 温水期間 4,950円				

		団体使用（20人以上）	中学生以下の生徒及び児童	1人1回につき 冷水期間 200円 温水期間 250円
			高校生以上の学生及び生徒	1人1回につき 冷水期間 300円 温水期間 450円
			一般	1人1回につき 冷水期間 400円 温水期間 550円
	トレーニングホール	専用使用	全面	1時間につき 250円
			3分の2面	1時間につき 150円
			2分の1面	1時間につき 100円
			3分の1面	1時間につき 80円
	個人使用	一般	1人1回につき 50円	

別表第2第2号を次のように改める。

(2) 米子市皆生市民プール回数券

使用者の区分	額面金額	発行の単位	代金
中学生以下の生徒及び児童	冷水期間用 250円	1組11枚綴り	2,500円
	温水期間用 350円		3,500円
高校生以上の学生及び生徒	冷水期間用 400円		4,000円
	温水期間用 550円		5,500円
一般	冷水期間用 500円		5,000円
	温水期間用 700円		7,000円

別表第2の備考第1項第13号及び第14号を次のように改める。

(13) 地区体育館 米子市東山体育館、米子市湊山体育館、米子市住吉体育館、米子市加茂体育館、米子市福生体育館、米子市福米体育館、米子市弓ヶ浜体育館、米子市美保体育館、米子市南部体育館及び米子市箕蚊屋体育館をいう。

(14) 冷水期間 7月1日から9月30日までの期間をいう。

別表第2の備考第1項に次の1号を加える。

(15) 温水期間 1月1日から6月30日まで及び10月1日から

12月31日までの期間をいう。

別表第2の備考中第21項を第22項とし、第11項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 1か月を単位とした米子市皆生市民プールの使用の許可において、当該1か月の期間に冷水期間及び温水期間のいずれもが含まれる場合における当該1か月の使用の許可に係る使用料の額は、それぞれの期間の日数を勘案し、次の各号に掲げる使用者の区分に応じ当該各号に定める額を限度として、教育委員会が定める。

- (1) 中学生以下の生徒及び児童 2,400円
- (2) 高校生以上の学生及び生徒 3,900円
- (3) 一般 4,950円

別表第2の備考に次の1項を加える。

23 米子市皆生市民プールの回数券は、冷水期間用は冷水期間に限り、温水期間用は温水期間に限り、それぞれ使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して8か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後における米子市皆生市民プールの使用に係る必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）に基づき鳥取県営米子屋内プールの利用に係る1月利用券、3月利用券又は6月利用券（以下この項

において「県営プール利用券」と総称する。)の交付を受け、当該県営プール利用券の有効期間が中途である者については、当該県営プール利用券の有効期間の末日までの間は、当該県営プール利用券を提示することにより、米子市皆生市民プール(プールの部分に限る。)を使用することができる。

- 4 この条例の施行の際現に鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例に基づき鳥取県営米子屋内プールの利用料金を納付するために回数券の発行を受け、当該回数券の残券を保有する者の当該残券は、この条例による改正後の米子市体育施設条例第10条の2の規定により発行を受けたものとみなす。

(米子市都市公園条例の一部改正)

- 5 米子市都市公園条例(平成17年米子市条例第145号)の一部を次のように改める。

第21条第1項中「、米子市営東山水泳場」を削り、同項第2号中「及び教育委員会のみの特権に属する」を「又は教育委員会に専属する特権に基づく」に改める。

別表第1 東山公園の項中 「庭球場 米子市営東山庭球場
水泳場 米子市営東山水泳場」 を「庭球場

米子市営東山庭球場」に改める。

米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

米子市教育委員会委員長

米子市教育委員会規則第 号

米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

米子市体育施設条例施行規則（平成17年米子市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、市営東山水泳場水泳教室参加申請書（別記様式第11号）」を削り、「別記様式第12号」を「別記様式第10号」に、「別記様式第13号」を「別記様式第11号」に、「別記様式第14号」を「別記様式第12号」に改める。

第4条第1項中「、米子市営東山水泳場の水泳教室としての利用の場合にあつては教育委員会が定める日から」を削る。

第5条第1項中「別記様式第15号」を「別記様式第13号」に、「市営東山水泳場水泳教室参加証（別記様式第16号）、市営東山水泳場入場券（別記様式第17号）」を「皆生市民プール入場券（別記様式第14号）、皆生市民プール使用証（別記様式第15号）」に、「別記様式第18号」を「別記様式第16号」に、「別記様式第13号」を「別記様式第11号」に、「別記様式第14号」を「別記様式第12号」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「別記様式第19号」を「別記様式第17号」に、「体育施設内営業行為等取消届出書（別記様式第20号）」を「体育施設内制限行為取消届出書（別記様式第18号）」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（回数券）

第8条 条例第10条の2第1項の回数券の様式は、別記様式第19号に

定めるとおりとする。

第9条第2項中「別記様式第21号」を「別記様式第20号」に改める。

第10条第3項中「別記様式第22号」を「別記様式第21号」に改める。

第11条中「別記様式第23号」を「別記様式第22号」に改める。

別表中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、自動審判計時装置の項及び水泳場ロッカーの項を削る。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号（第 3 条、第 5 条関係）

米子市体育施設（水泳場）使用（変更）許可申請書 年 月 日 米子市教育委員会 様			
申請者 団 体 名 住 所 又 は 所 在 地 代 表 者 役 職 氏 名 使 用 責 任 者 （電話番号 ）			
次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。			
体育施設名		使用 人員	男 人・女 人 計 人
使用目的			1 一般 2 高校生以上の学生・生徒 3 中学生以下の生徒・児童 4 幼児
使用日時	年 月 日 年 月 日		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用内容	1 競技会 2 練習 3 その他（ ）		1 アマチュアスポーツ 2 アマチュアスポーツ以外
使用箇所	プール		トレーニングホール
	（ ）コース専用・団体		（ ）面使用
入場料金等の徴収の有無	有・無		最高入場料金等の額 円
米子市体育施設（水泳場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印		区 分	使 用 料
		施 設 使 用 料	円
		納 入 年 月 日	年 月 日
		納入通知書番号	No.
許可条件			
[教示文記載]			

別記様式第 1 0 号及び別記様式第 1 1 号を削り、別記様式第 1 2 号を別記様式第 1 0 号とし、別記様式第 1 3 号を別記様式第 1 1 号とし、別記様式第 1 4 号を別記様式第 1 2 号とし、別記様式第 1 5 号を別記様式第 1 3

号とし、同様式の次に次の2様式を加える

様式第14号（第5条関係）

No.	年	月	日
米子市皆生市民プール			
入 場 券			
〔使用者の区分〕			
〔施設の区分〕			
米子市教育委員会			

備考 地の色は、一般用及び高校生以上の学生・生徒用は白色とし、中学生以下の生徒・児童用及び幼児用は桃色とする。

様式第15号（第5条関係）

（表面）

米子市皆生市民プール使用証 No.				
		年	月	日発行
住所				
氏名				
使用期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	
米子市教育委員会				印

（裏面）

1	この使用証は、本人のほかは使えません。
2	入場するときは、この使用証を係員に見せてください。
3	遵守事項や係員の指示を守ってください。
4	この使用証をなくしたり、破ったり、又は汚したりしたときは、すぐに届け出てください。
5	表面に書いてある期間が過ぎたら、この使用証は返してください。
6	大会等のため使用することができない場合があります。

別記様式第16号及び別記様式第17号を削り、別記様式第18号を別

記様式第 16 号とする。

別記様式第 19 号中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式を別記様式第 17 号とする。

別記様式第 20 号中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式を別記様式第 18 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 19 号（第 8 条関係）

(第 1 面)

No.	No.								
回数券 (11枚綴り)	回数券 (控)								
金 円	金 円								
<table border="1"><tr><td>区分</td><td>領収印</td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table>	区分	領収印			<table border="1"><tr><td>区分</td><td>領収印</td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table>	区分	領収印		
区分	領収印								
区分	領収印								
米子市皆生市民プール	米子市皆生市民プール								

(第 2 面)

No.	No.
回数券控 ()	回数券 ()
[使用者の区分]	[使用者の区分]
	年 月 日
米子市皆生市民プール	米子市皆生市民プール

別記様式第 21 号を別記様式第 20 号とし、別記様式第 22 号を別記様式第 21 号とし、別記様式第 23 号を別記様式第 22 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規

定は公布の日から、附則第 3 項及び第 4 項の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 米子市体育施設条例の一部を改正する条例（平成 27 年米子市条例第 号。次項において「改正後条例」という。）附則第 2 項の規定の適用に伴う米子市体育施設条例施行規則第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「使用日前 3 か月」とあるのは、「平成 27 年 10 月 1 日」とする。

3 改正後条例附則第 2 項の規定により改正後条例の施行の日前に行う米子市皆生市民プールの使用に係る手続にあつては、この規則による改正後の米子市体育施設条例施行規則別記様式第 5 号、別記様式第 15 号及び別記様式第 19 号に規定する様式の書類を用いるものとする。

(米子市教育委員会公印規則の一部改正)

4 米子市教育委員会公印規則（平成 17 年米子市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改める。

別表第 1 の 8 の項中「東山水泳場水泳教室参加証 弓道場定期使用証」を「皆生市民プール使用証 弓道場使用証」に改める。

議案第 号参考資料

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

改 正 前	改 正 後																
<p>(設置) 第2条 米子市におけるスポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、米子市体育施設を<u>次のとおり</u>設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[省略]</td> <td style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子市営東山水泳場</td> <td style="text-align: center;">米子市東山町92番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[省略]</td> <td style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [省略]</p>	名称	位置	[省略]	[省略]	米子市営東山水泳場	米子市東山町92番地	[省略]	[省略]	<p>(設置) 第2条 米子市におけるスポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、米子市体育施設を、<u>次のとおり</u>設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[省略]</td> <td style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子市皆生市民プール</td> <td style="text-align: center;">米子市皆生温泉三丁目18番3号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[省略]</td> <td style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [省略]</p>	名称	位置	[省略]	[省略]	米子市皆生市民プール	米子市皆生温泉三丁目18番3号	[省略]	[省略]
名称	位置																
[省略]	[省略]																
米子市営東山水泳場	米子市東山町92番地																
[省略]	[省略]																
名称	位置																
[省略]	[省略]																
米子市皆生市民プール	米子市皆生温泉三丁目18番3号																
[省略]	[省略]																
【新設】	<p><u>(米子市皆生市民プール回数券)</u> 第10条の2 米子市皆生市民プール（プールの部分に限る。以下この条において同じ。）の使用料の納付に使用するため、回数券を発行する。 2 米子市皆生市民プールの使用者の区分ごとの回数券の額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。 3 回数券は、当該回数券の使用者の区分以外の区分の者による米子市皆生市民プールの使用については、使用することはできない。 4 既に発行された回数券は、払い戻さない。</p>																
<p>(指定管理者による管理) 第17条 市は、米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145条）第21条の規定によるもののほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる体育施設の管理に関する業務を行わせることができる。 (1) [省略] (2) 地区体育館（別表第2の備考第1項第14号に規定する地区体育館をいう。） (3)~(5) [省略] (6) 米子市営東山水泳場 (7)~(10) [省略] 2 前項の管理に関する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) [省略] (2) 市民の心身の健全な発達に寄与すると認められる事業の企画及び実施に関すること（<u>米子市営東山水泳場</u>におけるものに限る。）。 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該体育施設の管理に関する業務のうち、市長及び教育委員会のみ の権限に属する<u>事務</u>を除くもの</p>	<p>(指定管理者による管理) 第17条 市は、米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145条）第21条の規定によるもののほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる体育施設の管理に関する業務を行わせることができる。 (1) [省略] (2) 地区体育館（別表第2の備考第1項第13号に規定する地区体育館をいう。） (3)~(5) [省略] (6) 米子市皆生市民プール (7)~(10) [省略] 2 前項の管理に関する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) [省略] (2) 市民の心身の健全な発達に寄与すると認められる事業の企画及び実施に関すること（<u>米子市皆生市民プール</u>におけるものに限る。）。 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該体育施設の管理に関する業務のうち、市長又は教育委員会に専属する権限に基づく<u>事務</u>を除くもの</p>																

<p>(指定管理者による使用時間及び休場日の変更)</p> <p>第18条 [省略]</p> <p>2 前条第1項の規定により<u>米子市営東山水泳場</u>の管理に関する業務を行うこととなる指定管理者(次条第2項において「<u>東山水泳場の指定管理者</u>」という。)は、教育委員会の承認を受けて、<u>米子市営東山水泳場</u>に係る別表第1に規定する使用時間及び休場日を変更することができる。</p>	<p>(指定管理者による使用時間及び休場日の変更)</p> <p>第18条 [省略]</p> <p>2 前条第1項の規定により<u>米子市皆生市民プール</u>の管理に関する業務を行うこととなる指定管理者(次条第2項において「<u>市民プールの指定管理者</u>」という。)は、教育委員会の承認を受けて、<u>米子市皆生市民プール</u>に係る別表第1に規定する使用時間及び休場日を変更することができる。</p>																																																
<p>(指定管理者による使用許可等)</p> <p>第19条 [省略]</p> <p>2 <u>東山水泳場の指定管理者</u>は、その業務として、<u>米子市営東山水泳場</u>に係る使用許可等に関する事務を行うものとする。</p> <p>3 [省略]</p>	<p>(指定管理者による使用許可等)</p> <p>第19条 [省略]</p> <p>2 <u>市民プールの指定管理者</u>は、その業務として、<u>米子市皆生市民プール</u>に係る使用許可等に関する事務を行うものとする。</p> <p>3 [省略]</p>																																																
<p>(指定管理者による使用料の收受等)</p> <p>第20条 第17条の規定により<u>米子市営東山水泳場</u>の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、<u>米子市営東山水泳場</u>の使用者は、第10条第1項の規定にかかわらず、<u>米子市営東山水泳場</u>の使用に係る使用料を当該指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、<u>米子市営東山水泳場</u>の使用に係る別表第2に定める金額(米子市営東山水泳場の附属設備及び備付けの器具については、<u>同表の備考第2項の規定により教育委員会規則で定める金額</u>)の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3～5 [省略]</p>	<p>(指定管理者による使用料の收受等)</p> <p>第20条 第17条の規定により<u>米子市皆生市民プール</u>の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、<u>米子市皆生市民プール</u>の使用者は、第10条第1項の規定にかかわらず、<u>米子市皆生市民プール</u>の使用に係る使用料を当該指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、<u>米子市皆生市民プール</u>の使用に係る別表第2に定める金額_____の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3～5 [省略]</p>																																																
<p>別表第1(第3条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="123 810 1108 1425"> <thead> <tr> <th colspan="2">体育施設の名称</th> <th>使用時間</th> <th>休場日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">米子市営淀江庭球場</td> <td>5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで</td> <td>12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">米子市営東山水泳場</td> <td>会議室</td> <td rowspan="2">午前10時から午後8時まで</td> <td rowspan="2">12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び祝日の翌日</td> </tr> <tr> <td>室内プール</td> </tr> <tr> <td>50メートルプール</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> <td>1月1日から6月14日までの日、9月16日から12月31日までの日、水曜日及び祝日の翌日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飛び込みプール</td> <td>午前10時から午後7時まで</td> <td>1月1日から5月31日までの日、10月1日から12月31日までの日、水曜日及び祝日の翌日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	体育施設の名称		使用時間	休場日	[省略]		[省略]	[省略]	米子市営淀江庭球場		5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	米子市営東山水泳場	会議室	午前10時から午後8時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び祝日の翌日	室内プール	50メートルプール	午前10時から午後5時まで	1月1日から6月14日までの日、9月16日から12月31日までの日、水曜日及び祝日の翌日		飛び込みプール	午前10時から午後7時まで	1月1日から5月31日までの日、10月1日から12月31日までの日、水曜日及び祝日の翌日	[省略]		[省略]	[省略]	<p>別表第1(第3条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1153 810 2145 1425"> <thead> <tr> <th colspan="2">体育施設の名称</th> <th>使用時間</th> <th>休場日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">米子市営淀江庭球場</td> <td>5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで</td> <td>12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">米子市皆生市民プール</td> <td>午前10時から午後8時まで</td> <td>12月29日から翌年の1月3日までの日及び水曜日(水曜日が祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	体育施設の名称		使用時間	休場日	[省略]		[省略]	[省略]	米子市営淀江庭球場		5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	米子市皆生市民プール		午前10時から午後8時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日及び水曜日(水曜日が祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日)	[省略]		[省略]	[省略]
体育施設の名称		使用時間	休場日																																														
[省略]		[省略]	[省略]																																														
米子市営淀江庭球場		5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日																																														
米子市営東山水泳場	会議室	午前10時から午後8時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び祝日の翌日																																														
	室内プール																																																
	50メートルプール	午前10時から午後5時まで	1月1日から6月14日までの日、9月16日から12月31日までの日、水曜日及び祝日の翌日																																														
	飛び込みプール	午前10時から午後7時まで	1月1日から5月31日までの日、10月1日から12月31日までの日、水曜日及び祝日の翌日																																														
[省略]		[省略]	[省略]																																														
体育施設の名称		使用時間	休場日																																														
[省略]		[省略]	[省略]																																														
米子市営淀江庭球場		5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日																																														
米子市皆生市民プール		午前10時から午後8時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日及び水曜日(水曜日が祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日)																																														
[省略]		[省略]	[省略]																																														

別表第2（第9条、第20条関係）

(1) 体育施設の使用

体育施設	区分	昼間		夜間		
		午前	午後			
[省略]	[省略]	[省略]		[省略]		
米子市営 淀江庭球場	1面専用使用の場合		1時間につき 210円			
	会議室		320円	640円	480円	
	室内プール	専用使用の場合	1コース	1時間につき 2,070円 (温水期間は、2,980円)		
			全コース	1日につき 44,060円 (温水期間は、64,800円)		
		個人使用の場合	幼児	1回につき 180円 (温水期間は、270円)		
			中学生以下の生徒及び児童	1回につき 270円 (温水期間は、370円)		
			高校生	1回につき 430円 (温水期間は、640円)		
			一般	1回につき 540円 (温水期間は、750円)		
		団体使用の場合（20人以上）	幼児	1人1回につき 120円 (温水期間は、180円)		
			中学生以下の生徒及び児童	1人1回につき 180円 (温水期間は、270円)		
			高校生	1人1回につき 300円 (温水期間は、480円)		
			一般	1人1回につき 370円 (温水期間は、540円)		
		50メートルプール	専用使用の場合	1コース	1時間につき 3,240円	
				全コース	1日につき 66,090円	
	個人使用の場合		幼児	1回につき 180円		
			中学生以下の生徒及び児童	1回につき 270円		
			高校生	1回につき 430円		
			一般	1回につき 540円		

別表第2（第9条、第20条関係）

(1) 体育施設の使用

体育施設	区分	昼間		夜間	
		午前	午後		
[省略]	[省略]	[省略]		[省略]	
米子市営 淀江庭球場	1面専用使用		1時間につき 210円		
	米子市皆 生市民プ ール	専用使用	1コース	1時間につき 冷水期間 2,550円 温水期間 3,650円	
			中学生以下の生徒及び児童	1回につき 冷水期間 250円 温水期間 350円	
		個人使用	中学生以下の生徒及び児童	1か月につき 冷水期間 1,650円 温水期間 2,400円	
				高校生以上の学生及び生徒	1回につき 冷水期間 400円 温水期間 550円
			一般	1か月につき 冷水期間 2,700円 温水期間 3,900円	
				1回につき 冷水期間 500円 温水期間 700円	
		団体使用（20人以上）	中学生以下の生徒及び児童	1回につき 冷水期間 200円 温水期間 250円	
				高校生以上の学生及び生徒	1人1回につき 冷水期間 300円 温水期間 450円
			一般	1人1回につき 冷水期間 400円 温水期間 550円	

	団体使用の場合 (20人以上)	幼児	1人1回につき	120円
		中学生以下の生徒及び児童	1人1回につき	180円
		高校生	1人1回につき	300円
		一般	1人1回につき	370円
飛び込みプール	専用使用の場合		1日につき	15,550円
[省略]		[省略]		[省略]

(2) 水泳教室としての利用

体育施設	区分		金額
米子市営東山水泳場	幼児	1人1課程につき	2,980円
	中学生以下の生徒及び児童		3,620円
	高校生		6,480円
	一般		7,380円
	親子	1組1課程につき	7,380円

(3) [省略]

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(12) [省略]

(13) 温水期間 1月4日から6月14日までの期間及び9月16日から12月28日までの期間をいう。

(14) 地区体育館 米子市東山体育館、米子市湊山体育館、米子市住吉体育館、米子市加茂体育館、米子市福生体育館、米子市福米体育館、米子市弓ヶ浜体育館、米子市美保体育館、米子市南部体育館及び米子市箕蚊屋体育館をいう。

【新設】

2~10 [省略]

【新設】

11~21 [省略]

【新設】

	トレーニングホール	専用使用	全面	1時間につき	250円
			3分の2面	1時間につき	150円
			2分の1面	1時間につき	100円
			3分の1面	1時間につき	80円
		個人使用	一般	1人1回につき	50円
[省略]		[省略]		[省略]	

(2) 米子市皆生市民プール回数券

使用者の区分	額面金額	発行の単位	代金
中学生以下の生徒及び児童	冷水期間用 250円	1組11枚綴り	2,500円
	温水期間用 350円		3,500円
高校生以上の学生及び生徒	冷水期間用 400円		4,000円
	温水期間用 550円		5,500円
一般	冷水期間用 500円		5,000円
	温水期間用 700円		7,000円

(3) [省略]

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(12) [省略]

(13) 地区体育館 米子市東山体育館、米子市湊山体育館、米子市住吉体育館、米子市加茂体育館、米子市福生体育館、米子市福米体育館、米子市弓ヶ浜体育館、米子市美保体育館、米子市南部体育館及び米子市箕蚊屋体育館をいう。

(14) 冷水期間 7月1日から9月30日までの期間をいう。

(15) 温水期間 1月1日から6月30日まで及び10月1日から12月31日までの期間をいう。

2~10 [省略]

11 1か月を単位とした米子市皆生市民プールの使用の許可において、当該1か月の期間に冷水期間及び温水期間のいずれもが含まれる場合における当該1か月の使用の許可に係る使用料の額は、それぞれの期間の日数を勘案し、次の各号に掲げる使用者の区分に応じ当該各号に定める額を限度として、教育委員会が定める。

(1) 中学生以下の生徒及び児童 2,400円

(2) 高校生以上の学生及び生徒 3,900円

(3) 一般 4,950円

12~22 [省略]

23 米子市皆生市民プールの回数券は、冷水期間用は冷水期間に限り、温水期間用は温水期間に限り、それぞれ使用することができる。

附則第5項 米子市都市公園条例の一部改正

改 正 前	改 正 後																
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第21条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園（米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）第2条第1項の規定により体育施設として設置された公園施設（米子市民体育館、米子市東山体育館、<u>米子市営東山水泳場及び米子市営弓道場</u>を除く。次項において「公園内体育施設」という。）を含み、米子水鳥公園ネイチャーセンター及び多目的広場夜間照明施設を除く。以下この項において同じ。）の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち、市長及び教育委員会のみ<u>の権限に属する</u>事務を除くもの</p> <p>2 [省略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第21条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園（米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）第2条第1項の規定により体育施設として設置された公園施設（米子市民体育館、米子市東山体育館_____及び米子市営弓道場を除く。次項において「公園内体育施設」という。）を含み、米子水鳥公園ネイチャーセンター及び多目的広場夜間照明施設を除く。以下この項において同じ。）の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち、市長<u>又は教育委員会に専属する権限に基づく</u>事務を除くもの</p> <p>2 [省略]</p>																
<p>別表第1（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園の名称</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設の種別及び名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[省略]</td> <td style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> <tr> <td>東山公園</td> <td> 体育館 米子市民体育館 体育館 米子市東山体育館 陸上競技場 米子市営東山陸上競技場 野球場 米子市民球場 <u>庭球場 米子市営東山庭球場</u> <u>水泳場 米子市営東山水泳場</u> 弓道場 米子市営弓道場 球技場 米子市営東山球技場 照明設備 米子市営東山スポーツ広場夜間照明設備 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[省略]</td> <td style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	[省略]	[省略]	東山公園	体育館 米子市民体育館 体育館 米子市東山体育館 陸上競技場 米子市営東山陸上競技場 野球場 米子市民球場 <u>庭球場 米子市営東山庭球場</u> <u>水泳場 米子市営東山水泳場</u> 弓道場 米子市営弓道場 球技場 米子市営東山球技場 照明設備 米子市営東山スポーツ広場夜間照明設備	[省略]	[省略]	<p>別表第1（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園の名称</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設の種別及び名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[省略]</td> <td style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> <tr> <td>東山公園</td> <td> 体育館 米子市民体育館 体育館 米子市東山体育館 陸上競技場 米子市営東山陸上競技場 野球場 米子市民球場 <u>庭球場 米子市営東山庭球場</u> 弓道場 米子市営弓道場 球技場 米子市営東山球技場 照明設備 米子市営東山スポーツ広場夜間照明設備 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[省略]</td> <td style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	[省略]	[省略]	東山公園	体育館 米子市民体育館 体育館 米子市東山体育館 陸上競技場 米子市営東山陸上競技場 野球場 米子市民球場 <u>庭球場 米子市営東山庭球場</u> 弓道場 米子市営弓道場 球技場 米子市営東山球技場 照明設備 米子市営東山スポーツ広場夜間照明設備	[省略]	[省略]
都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称																
[省略]	[省略]																
東山公園	体育館 米子市民体育館 体育館 米子市東山体育館 陸上競技場 米子市営東山陸上競技場 野球場 米子市民球場 <u>庭球場 米子市営東山庭球場</u> <u>水泳場 米子市営東山水泳場</u> 弓道場 米子市営弓道場 球技場 米子市営東山球技場 照明設備 米子市営東山スポーツ広場夜間照明設備																
[省略]	[省略]																
都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称																
[省略]	[省略]																
東山公園	体育館 米子市民体育館 体育館 米子市東山体育館 陸上競技場 米子市営東山陸上競技場 野球場 米子市民球場 <u>庭球場 米子市営東山庭球場</u> 弓道場 米子市営弓道場 球技場 米子市営東山球技場 照明設備 米子市営東山スポーツ広場夜間照明設備																
[省略]	[省略]																

米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

改 正 前	改 正 後
<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第4条第1項若しくは第2項(条例第16条第2項において準用する場合を含む。)、条例第6条又は条例第16条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)を受けようとする者は、体育施設使用(変更)許可申請書(別記様式第1号から別記様式第9号まで)、市営東山水泳場水泳教室参加申請書(別記様式第11号)、市営弓道場使用許可申請書(別記様式第12号)、体育施設特別設備等(変更)許可申請書(別記様式第13号)又は体育施設内制限行為(変更)許可申請書(別記様式第14号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。</p> <p>2 [省略]</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第4条第1項若しくは第2項(条例第16条第2項において準用する場合を含む。)、条例第6条又は条例第16条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)を受けようとする者は、体育施設使用(変更)許可申請書(別記様式第1号から別記様式第9号まで) _____、市営弓道場使用許可申請書(別記様式第10号)、体育施設特別設備等(変更)許可申請書(別記様式第11号)又は体育施設内制限行為(変更)許可申請書(別記様式第12号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。</p> <p>2 [省略]</p>
<p>(使用許可等の申請の受付期間)</p> <p>第4条 前条第1項の規定による使用許可等の申請は、専用使用の場合にあつては使用日前3か月から、部分使用、1面専用使用及び会議室のみの使用の場合にあつては使用日前1か月から、<u>米子市営東山水泳場の水泳教室としての利用の場合にあつては教育委員会が定める日から</u>、個人使用の場合にあつては使用日に、それぞれ受け付けるものとする。</p> <p>2 [省略]</p>	<p>(使用許可等の申請の受付期間)</p> <p>第4条 前条第1項の規定による使用許可等の申請は、専用使用の場合にあつては使用日前3か月から、部分使用、1面専用使用及び会議室のみの使用の場合にあつては使用日前1か月から _____、個人使用の場合にあつては使用日に、それぞれ受け付けるものとする。</p> <p>2 [省略]</p>
<p>(許可書等の交付)</p> <p>第5条 教育委員会は、使用許可等をしたときは、体育施設使用(変更)許可書(別記様式第2号から別記様式第9号まで、別記様式第15号。以下「使用許可書」という。)、<u>市営東山水泳場水泳教室参加証(別記様式第16号)</u>、<u>市営東山水泳場入場券(別記様式第17号)</u>、<u>市営弓道場使用証(別記様式第18号)</u>、体育施設特別設備等(変更)許可書(別記様式第13号)又は体育施設内制限行為(変更)許可書(別記様式第14号)を申請者に交付する。</p> <p>2 [省略]</p>	<p>(許可書等の交付)</p> <p>第5条 教育委員会は、使用許可等をしたときは、体育施設使用(変更)許可書(別記様式第2号から別記様式第9号まで、別記様式第13号。以下「使用許可書」という。)、<u>皆生市民プール入場券(別記様式第14号)</u>、<u>皆生市民プール使用証(別記様式第15号)</u> _____、<u>市営弓道場使用証(別記様式第16号)</u>、体育施設特別設備等(変更)許可書(別記様式第11号)又は体育施設内制限行為(変更)許可書(別記様式第12号)を申請者に交付する。</p> <p>2 [省略]</p>
<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 <u>米子市営東山水泳場の飛込みプールは、教育委員会が認める指導員の指導の下に使用しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(使用等の取消しの届出)</p> <p>第7条 条例第8条第1項の規定による届出は、体育施設使用(特別設備等)取消届出書(別記様式第19号)又は体育施設内営業行為等取消届出書(別記様式第20号)により行うものとする。</p>	<p>(使用等の取消しの届出)</p> <p>第6条 条例第8条第1項の規定による届出は、体育施設使用(特別設備等)取消届出書(別記様式第17号)又は体育施設内制限行為取消届出書(別記様式第18号)により行うものとする。</p>

<p>2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し第5条第1項の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。</p>	<p>2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条第1項の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。</p>																														
<p>(設備器具の使用料) 第8条 [省略]</p>	<p>(設備器具の使用料) 第7条 [省略]</p>																														
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(回数券) 第8条 条例第10条の2第1項の回数券の様式は、別記様式第19号に定めるとおりとする。</p>																														
<p>(使用料の減免) 第9条 [省略] 2 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書(別記様式第21号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>(使用料の減免) 第9条 [省略] 2 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書(別記様式第20号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。</p>																														
<p>(使用料の還付) 第10条 [省略] 2 [省略] 3 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付申請書(別記様式第22号)を教育委員会に提出しなければならない。 4 [省略]</p>	<p>(使用料の還付) 第10条 [省略] 2 [省略] 3 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付申請書(別記様式第21号)を教育委員会に提出しなければならない。 4 [省略]</p>																														
<p>(汚損等の届出) 第11条 条例第14条の規定による届出は、体育施設汚損(損傷、滅失、紛失)届出書(別記様式第23号)により行うものとする。</p>	<p>(汚損等の届出) 第11条 条例第14条の規定による届出は、体育施設汚損(損傷、滅失、紛失)届出書(別記様式第22号)により行うものとする。</p>																														
<p>別表(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="146 1420 746 1630"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> <tr> <td>自動審判計時装置</td> <td>一式</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> <tr> <td>水泳場ロッカー</td> <td>1口</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	[省略]	[省略]	[省略]	自動審判計時装置	一式	10,000円	[省略]	[省略]	[省略]	水泳場ロッカー	1口	10円	<p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="794 1420 1394 1585"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">【削除】</td> </tr> <tr> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> <td>[省略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">【削除】</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	[省略]	[省略]	[省略]	【削除】			[省略]	[省略]	[省略]	【削除】		
種類	単位	金額																													
[省略]	[省略]	[省略]																													
自動審判計時装置	一式	10,000円																													
[省略]	[省略]	[省略]																													
水泳場ロッカー	1口	10円																													
種類	単位	金額																													
[省略]	[省略]	[省略]																													
【削除】																															
[省略]	[省略]	[省略]																													
【削除】																															
<p>様式第5号(第3条、第5条関係) 米子市体育施設(水泳場)使用(変更)許可申請書 米子市体育施設(水泳場)使用(変更)許可書 [様式省略]</p>	<p>様式第5号(第3条、第5条関係) 米子市体育施設(水泳場)使用(変更)許可申請書 米子市体育施設(水泳場)使用(変更)許可書 [様式省略]</p>																														
<p>様式第10号 削除</p>	<p>【削除】</p>																														

<p><u>様式第11号</u> (第3条関係)</p> <p>米子市営東山水泳場水泳教室参加申請書</p> <p>[様式省略]</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>様式第12号</u> (第3条関係)</p> <p>米子市営弓道場使用許可申請書</p> <p>[様式省略]</p>	<p><u>様式第10号</u> (第3条関係)</p> <p>米子市営弓道場使用許可申請書</p> <p>[様式省略]</p>
<p><u>様式第13号</u> (第3条、第5条関係)</p> <p>米子市体育施設特別設備等(変更)許可申請書</p> <p>米子市体育施設特別設備等(変更)許可書</p> <p>[様式省略]</p>	<p><u>様式第11号</u> (第3条、第5条関係)</p> <p>米子市体育施設特別設備等(変更)許可申請書</p> <p>米子市体育施設特別設備等(変更)許可書</p> <p>[様式省略]</p>
<p><u>様式第14号</u> (第3条、第5条関係)</p> <p>米子市体育施設内制限行為(変更)許可申請書</p> <p>米子市体育施設内制限行為(変更)許可書</p> <p>[様式省略]</p>	<p><u>様式第12号</u> (第3条、第5条関係)</p> <p>米子市体育施設内制限行為(変更)許可申請書</p> <p>米子市体育施設内制限行為(変更)許可書</p> <p>[様式省略]</p>
<p><u>様式第15号</u> (第5条関係)</p> <p>米子市体育施設(体育館)使用(変更)許可書</p> <p>[様式省略]</p>	<p><u>様式第13号</u> (第5条関係)</p> <p>米子市体育施設(体育館)使用(変更)許可書</p> <p>[様式省略]</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>様式第14号</u> (第5条関係)</p> <p>米子市皆生市民プール 入 場 券</p> <p>[様式省略]</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>様式第15号</u> (第5条関係)</p> <p>米子市皆生市民プール使用証</p> <p>[様式省略]</p>
<p><u>様式第16号</u> (第5条関係)</p> <p>米子市営東山水泳場水泳教室参加証</p> <p>[様式省略]</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>様式第17号</u> (第5条関係)</p> <p>米子市営東山水泳場 入 場 券</p> <p>[様式省略]</p>	<p>【削除】</p>

<p>様式第18号 (第5条関係)</p> <p>米子市営弓道場使用証</p> <p>[様式省略]</p>	<p>様式第16号 (第5条関係)</p> <p>米子市営弓道場使用証</p> <p>[様式省略]</p>
<p>様式第19号 (第7条関係)</p> <p>米子市体育施設使用(特別設備等)取消届出書</p> <p>[様式省略]</p>	<p>様式第17号 (第6条関係)</p> <p>米子市体育施設使用(特別設備等)取消届出書</p> <p>[様式省略]</p>
<p>様式第20号 (第7条関係)</p> <p>米子市体育施設内制限行為取消届出書</p> <p>[様式省略]</p>	<p>様式第18号 (第6条関係)</p> <p>米子市体育施設内制限行為取消届出書</p> <p>[様式省略]</p>
<p>【新設】</p>	<p>様式第19号 (第8条関係)</p> <p>回数券</p> <p>[様式省略]</p>
<p>様式第21号 (第9条関係)</p> <p>米子市体育施設使用料減免申請書</p> <p>[様式省略]</p>	<p>様式第20号 (第9条関係)</p> <p>米子市体育施設使用料減免申請書</p> <p>[様式省略]</p>
<p>様式第22号 (第10条関係)</p> <p>米子市体育施設使用料還付申請書</p> <p>[様式省略]</p>	<p>様式第21号 (第10条関係)</p> <p>米子市体育施設使用料還付申請書</p> <p>[様式省略]</p>
<p>様式第23号 (第11条関係)</p> <p>米子市体育施設汚損(損傷、滅失、紛失)届出書</p> <p>[様式省略]</p>	<p>様式第22号 (第11条関係)</p> <p>米子市体育施設汚損(損傷、滅失、紛失)届出書</p> <p>[様式省略]</p>

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「（米子市皆生市民プールにおけるものに限る。）」を削る。

第20条第1項中「米子市皆生市民プールの管理」を「同条第1項各号に掲げる体育施設の管理」に改め、「米子市皆生市民プールの使用者は、第10条第1項の規定にかかわらず、米子市皆生市民プールの使用に係る使用料を当該指定管理者に支払わなければならない。」を「当該体育施設の利用者は、当該体育施設の利用に係る使用料を当該体育施設に係る指定管理者に支払わなければならない。」に改め、同条第2項中「米子市皆生市民プールの使用に係る別表第2に定める金額」を「当該体育施設の利用に係る別表第2に定める金額（附属設備及び備付けの器具については、同表の備考第2項の規定により教育委員会規則で定める金額）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 号参考資料

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

改 正 前	改 正 後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第17条 市は、米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145条）第21条の規定によるもののほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる体育施設の管理に関する業務を行わせることができる。</p> <p>(1) 米子市民体育館 (2) 地区体育館（別表第2の備考第1項第13号に規定する地区体育館をいう。） (3) 米子市淀江体育館 (4) 米子市営淀江球場 (5) 米子市営淀江庭球場 (6) 米子市皆生市民プール (7) 米子市営弓道場 (8) 米子市営武道場 (9) 米子市営淀江スポーツ広場 (10) 米子市営大和公園運動広場</p> <p>2 前項の管理に関する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該体育施設の維持管理に関すること。 (2) 市民の心身の健全な発達に寄与すると認められる事業の企画及び実施に関すること（米子市皆生市民プールにおけるものに限る。）。 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該体育施設の管理に関する業務のうち、市長又は教育委員会に専属する権限に基づく事務を除くもの</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第17条 市は、米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145条）第21条の規定によるもののほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる体育施設の管理に関する業務を行わせることができる。</p> <p>(1) 米子市民体育館 (2) 地区体育館（別表第2の備考第1項第13号に規定する地区体育館をいう。） (3) 米子市淀江体育館 (4) 米子市営淀江球場 (5) 米子市営淀江庭球場 (6) 米子市皆生市民プール (7) 米子市営弓道場 (8) 米子市営武道場 (9) 米子市営淀江スポーツ広場 (10) 米子市営大和公園運動広場</p> <p>2 前項の管理に関する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該体育施設の維持管理に関すること。 (2) 市民の心身の健全な発達に寄与すると認められる事業の企画及び実施に関すること_____。 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該体育施設の管理に関する業務のうち、市長又は教育委員会に専属する権限に基づく事務を除くもの</p>
<p>(指定管理者による使用料の收受等)</p> <p>第20条 第17条の規定により米子市皆生市民プールの管理_____を指定管理者に行わせる場合にあっては、米子市皆生市民プールの使用者は、第10条第1項の規定にかかわらず、米子市皆生市民プールの使用に係る使用料を当該指定管理者_____に支払わなければならない。</p> <p>2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、米子市皆生市民プールの使用に係る別表第2に定める金額_____の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3～5 [省略]</p>	<p>(指定管理者による使用料の收受等)</p> <p>第20条 第17条の規定により同条第1項各号に掲げる体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、当該体育施設の使用者は、当該体育施設_____の使用に係る使用料を当該体育施設に係る指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、当該体育施設_____の使用に係る別表第2に定める金額（附属設備及び備付けの器具については、同表の備考第2項の規定により教育委員会規則で定める金額）の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3～5 [省略]</p>